

## ～国家戦略としての京都創生～

山紫水明の京都は、1200年を超える悠久の歴史に生まれ、今も日本の伝統・文化が生き続けると同時に、新しい日本独自の文化を産み出し続ける、世界でも稀有の歴史都市であります。

世界の宝、日本の貴重な財産である歴史都市・京都の景観、伝統、文化を守り、育て、大切に未来に引き継ぎ、その魅力を内外に発信する「京都創生」の取組は、京都市民と京都市に課された使命であり、京都市はこれまで、「京都創生」の実現に向け、市民の皆様とともに多大な努力を傾注し、着実に成果を挙げてきました。

しかし、京都だけの力では解決できない課題も多くあり、日本を代表する歴史都市の再生・活用という国家的見地に立った「国家戦略としての京都創生」の取組を推進していただくことが必要であると考えています。

### （景観の保全・再生）

京都市では、景観法を最大限に活用し、建物の高さ規制やデザイン基準などにおいて、全国に類のない厳しい「新景観政策」を実施するとともに、歴史まちづくり法に基づく計画の認定を受け、京町家や酒蔵、歌舞練場などの歴史的建造物の修理・修景、さらには無電柱化の推進や道路の美装化などの歴史的な町並みの保全・再生にも取り組むなど、全国をリードする歴史まちづくりを展開しております。

とりわけ、屋外広告物については、条例で屋上屋外広告物の全面禁止をはじめ、きめ細やかな基準を設定するなど、美しい品格ある都市景観の形成に向けた取組を推進しており、平成26年8月までに条例の違反状態「ゼロ」を目指し、法令に基づく警告や行政代執行も辞さない覚悟で、抜本的に対策を強化しています。

しかし、こうした先駆的な取組にもかかわらず、京町家を中心とする町並み景観をはじめ、京都の風情ある貴重な景観資産が失われつつあります。

世界の人々を魅了するかけがえのない京都の景観を保全・再生していくためには、今なお残る歴史的な資産を日本の財産として守り、活用していくための制度的・財政的な特別措置が必要です。

### （文化の保存・継承）

京都には、市民のたゆまぬ努力で世代を越えて継承されてきた、国民的財産といえる歴史的・文化的資産が、平安期以前から近代まで重層的に存在しています。世界遺産への登録をはじめ、これらの資産を未来に継承していく取組が必要ですが、多額の財源が必要となることから、保存・活用のための調査が進展していません。更に、こ

これらの歴史的・文化的資産の中には、文化財に匹敵する価値があるものの、その歴史や魅力が十分に知られていないものや、長い歴史の中で引き継がれてきた京料理などの無形文化遺産が数多くあり、これらを未来に継承していく取組も重要です。

また、「古典の日」の制定を契機に、古典に親しむ気運の醸成や、日本文化の象徴である伝統芸能及びそれらを支える伝統工芸を守り育てる支援策の拡充など、日本文化の更なる創造・発信等が必要です。

### （観光の振興）

「5000万人観光都市」を実現した京都観光は、「量の確保」にあわせて、「質の向上」を図り「旅の本質」を堪能できる「5000万人感動都市」の実現を目指しています。

平成22年には全国に先駆けて「京都市 MICE 戦略」を策定し、国際的に重要な博覧会やコンベンションの誘致など、MICE 振興に積極的に取り組んでいます。また、観光庁と共同で世界各国からの観光客誘致にも取り組むなか、平成25年3月には、初めての「ILTM Japan」が、京都で開催されました。

観光立国の実現に向け、日本文化の原点であり、奥深いほんものの魅力を有する京都が果たすべき役割はますます大きくなっていると考えます。訪日外国人観光客の誘致を更に促進し、観光立国・日本を一層牽引していくためには、観光庁との共同プロジェクト「観光立国・日本 京都拠点」をこれまで以上に積極的に活用し、京都から日本の魅力を強力に発信していくことが必要です。

### （「世界の文化首都・京都」への飛躍）

国におかれましては、観光立国の実現、日本の文化・伝統の強みを生かしたクールジャパンの推進、歴史・風土等に根ざした美しい国土づくり、文化芸術振興などの施策を力強く推進されようとしておられます。

それらの実現には、世界の宝である京都を、国を挙げて再生し、活用することが最も効率的かつ効果的であると考えます。

加えて、新たな国土軸となるリニア中央新幹線「京都駅ルート」の実現や、日本文化を世界に発信するための国立京都国際会館における5,000人規模の多目的ホールの整備、更には、文化庁や観光庁の京都への移転を視野に入れた文化・観光の振興も不可欠であると考えます。

世界の人々を魅了し続けるまちである京都の魅力に更なる磨きをかけ、「世界の文化首都・京都」へと飛躍していく。その時に、京都の未来、日本の未来は大きく切り拓かれると確信しております。

そこで、「国家戦略としての京都創生」の推進に向けて、提案・要望を行います。

## ～双京構想の実現～

日本の大切な皇室の弥栄のために、悠久の歴史に培われた日本の伝統文化の中心地であり、皇室のお住まいである御所があり、また、海外からの賓客をお迎えする国の迎賓館のある、ここ京都にも、皇室の方にお住まいいただき、「東京」と「京都」が、我が国の都としての機能を双方で果たしていくことが、日本全体にとって大変有意義なことではないかと存じます。

この「双京構想」は、関西広域連合や関西経済連合会、大阪、神戸、堺、京都の4つの商工会議所等により、その趣旨が盛り込まれた首都機能のバックアップに関する意見が出されるなど、関西にも実現に向けた動きが広がっております。

また、皇室に関して造詣の深い有識者の方からも、「宮中の儀式や行事の一つを京都で執り行う」などの御意見もいただいているところであり、皇室の方が少しでも京都にお越しいただく機会が増え、京都との関わりを一層強めていただきたい、そして、日本人の心のふるさとである京都にも皇室の方にお住まいいただきたいとの願いを込め、「双京構想」の実現に向け、オール京都の体制で取り組んでまいります。

### ◇京都の未来を考える懇話会の政府に対する要請（平成24年7月26日）

未曾有の被害をもたらした東日本大震災の教訓や、首都直下型地震発生リスクが一層高まる中、万が一の事態に備えて、首都中枢機能のバックアップ体制を早急に構築することが求められており、超党派の国会議員や有識者によって議論が進められているところであります。

とりわけ、日本の精神的支柱である皇室の安心・安全の確保について、万全の体制を整えておくことも必要と思われれます。

このため、私ども「京都の未来を考える懇話会」では、本年3月に発表した「京都ビジョン2040」の第一次提案に即し、日本の歴史・文化の中心であり、日本人の心のふるさとである京都の地に、皇族の方にお住まいいただくことなどについて、有識者による会議なども開催して具体的な検討を進めてまいりたいと考えております。

政府におかれましては、現在、女性宮家問題をはじめとして、今後の皇室の御活動やあり方について検討が進められているところですが、併せて、日本の大切な皇室の弥栄のために、上記のような提案などについて、政府として御検討いただきますよう、要請いたします。

#### \*京都の未来を考える懇話会

2010年4月、京都の行政、経済界、大学、伝統文化等の代表が、30年後の京都のビジョンを語り合い、オール京都で京都の未来像を描くために設けた懇話会

山田啓二（京都府知事）、門川大作（京都市長）、立石義雄（京都商工会議所会頭）、松本 紘（京都大学総長）、柏原康夫（京都府観光連盟会長/京都市観光協会会長）、池坊由紀（華道家元池坊次期家元）、白石方一（京都新聞社代表取締役会長兼社長）

## 1 リニア中央新幹線「京都駅ルート」の実現

(国土交通省)

リニア中央新幹線の整備は、21世紀の我が国の国土軸のあり方に関わる極めて重要な国家政策であります。しかし、平成23年5月に決定された現在の整備計画は、今から40年前の昭和48年に全国新幹線鉄道整備法に基づく「中央新幹線」の基本計画として決定する際に、東海道新幹線の老朽化や事故に備えた代替ルートとして策定された「第二東海道新幹線」としてのルートが、その後一度も検証されることなくそのまま踏襲されたものです。

京都市が京都府や経済界と実施した試算では、利用者便益、事業者便益、経済波及効果のいずれにおいても、京都駅ルートが現行計画のルートを上回っており、現行計画のルートは、我が国の新たな国土軸として最適であるかどうかについての議論が尽くされたものとは言えません。

また、名古屋・大阪間の開業が、東京・名古屋間の開業（平成39年予定）から18年遅れることになる現在の計画では、東京一極集中が更に加速しかねません。

千年を超えて、日本の精神文化、ものづくり、学術、文化、芸術、宗教等の中心として、多くの国賓をはじめ、国内外の人々を魅了し続けてきた都市である京都を通らないルートで整備されることは、百年後、千年後の我が国にとって大きな損失になるものと考えます。

京都が国際的に果たす重要性や、開業後の採算性等を踏まえ、日本の未来にとって最適なルートを比較検討していただくとともに、リニア中央新幹線の整備効果を最大限に発揮させるために、次の3点について求めます。

### 提案・要望事項

リニア中央新幹線の京都駅ルートの実現

京都市・京都府共同提案

- 1 「京都駅ルート」の実現
- 2 「リニア中央新幹線」の国家プロジェクトとしての整備及び東京・大阪間の同時開業のための支援
- 3 国際拠点空港である関西国際空港へのリニア延伸によるアクセス改善

所管の省庁課：国土交通省（鉄道局幹線鉄道課）

京都市の担当課：都市計画局 歩くまち京都推進室 計画推進課長 中島良彰 TEL 075-222-3483

# リニア中央新幹線「京都駅ルート」の実現

## 京都駅ルートと現行計画



### ○名古屋駅～新大阪駅のルート比較

(「明日の京都の高速鉄道検討委員会」資料より作成)

		京都駅ルート		現行ルート	
路線長		146 km		152 km	
所要時間		25 分		22 分	
建設費	路線	2.94 兆円		2.70 兆円	
	駅	0.51 兆円	3.45 兆円	0.47 兆円	3.17 兆円
		4 駅		3 駅	
利用者便益		約 2,070 億円/年		約 1,880 億円/年	
事業者便益		約 590 億円/年		約 330 億円/年	
経済波及効果		約 690 億円/年		約 650 億円/年	

※ 利用者便益とは・・・  
東京・大阪間の利用者の移動時間の短縮効果を 1 分当たり 40 円 (国土交通省「鉄道プロジェクトの評価手法マニュアル」から算定) として換算したもの

※ 事業者便益とは・・・  
乗客がリニアヘシフトすることによる東海道新幹線の削減可能な運行経費

※平成 17 年度全国幹線旅客純流動調査

		京都駅ルート	現行計画	利用者数 (乗降客数) ※
短縮時間	東京～大阪	△ 75 分	△ 78 分	大阪駅 11,399 千人/年
	東京～京都	△ 71 分	△ 41 分	京都駅 11,831 千人/年
	東京～奈良	△ 71 分	△ 94 分	奈良駅 1,857 千人/年
利用者便益		約 2,070 億円/年	約 1,880 億円/年	

**利用者便益, 事業者便益, 経済波及効果のいずれも, 京都駅ルートが現行計画のルートを上回っている!**

- 1 「京都駅ルート」の実現
- 2 「リニア中央新幹線」の国家プロジェクトとしての整備及び東京・大阪間の同時開業のための支援
- 3 国際拠点空港である関西国際空港へのリニア延伸によるアクセス改善

## 2 日本文化を世界に発信するための国立京都国際会館における5,000人規模の多目的ホールの整備

(財務省・国土交通省・観光庁)

京都は、1200年を超える悠久の歴史の中で磨き上げられた華麗で繊細な文化・芸術が息づく山紫水明のまちであり、御所や迎賓館を有する日本文化の神髄ともいえるべき「和」の美意識の発祥の地でもあります。こうしたことから国際会議等の参加者に我が国の歴史・文化に直接触れることを通じて、我が国への理解を深めていただくことは京都の責務であると考えており、この責務を果たすため、国際社会における我が国の国力向上にもつながる、国際会議の誘致を推進していかねばならないと考えております。

しかしながら、国際会議の規模の大型化・形態の多様化の傾向が顕著となる中、現行では1,840名しか収容できないという圧倒的なスペース不足のために、京都が国内の選考段階で外され、結果として他国開催となったケースも多くなっています。

また、施設規模だけでなく、展示等のスペースにも利用可能な多目的施設であることも求められており、シンガポール、中国等のアジア諸国をはじめ世界各国では、こうした会議の大型化・多様化に対応できる施設が整備され、5,000人が収容でき、それに見合う展示ができる多目的ホールが世界のスタンダードとなっています。

つきましては、世界に向けた日本文化の発信に貢献するため、国際的な競争力を有する施設として当会館を整備いただきたく、次のとおり求めます。

### 提案・要望事項

日本文化を世界に発信するための国立京都国際会館における5,000人が収容でき、それに見合う展示ができる多目的ホールの早期整備 京都市・京都府共同提案

所管の省庁課：財務省（理財局国有財産業務課） 国土交通省（大臣官房官庁営繕部計画課）  
観光庁（観光資源課）

京都市の担当課：総合企画局 政策企画室 担当課長 金谷勝巳 TEL 075-222-3033  
産業観光局 観光MICE推進室 担当部長 九鬼令和 TEL 075-222-4133



## 現 状

### ◆ 国内外の主要な国際会議場の状況

国名	会議場名	メイン 会議場 収容人数	メイン 展示場 面積
日本	国立京都国際会館	1,840名	3,000㎡
日本	国立横浜会議場(パシフィコ横浜)	5,000名	20,000㎡
日本	東京国際フォーラム	5,000名	5,000㎡
韓国	コ엑ス会議・展示センター(ソウル)	7,000名	10,000㎡
中国	香港会議・展示センター	8,000名	20,000㎡
シンガポール	シンガポール国際会議・展示場	12,000名	12,000㎡
オーストラリア	メルボルン国際会議場	5,500名	30,000㎡

### 国立京都国際会館 (S41年～)



外観



大会議場(1,840名収容)

○ 5,000名が収容でき、それに見合う展示ができる多目的ホールが世界のスタンダード

## 課 題

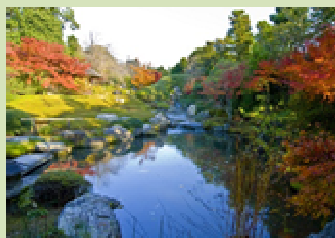
### ◆ 国立京都国際会館のスペース不足により、開催が見送られた会議の事例

年度	国際会議名	要請スペース	開催地
25	国際小児科学会	5,000人規模の会議スペース、12,000㎡の展示場	オーストラリア
25	国際腎臓学会	3,000人規模の会議スペース、10,000㎡の展示場	香港

※ スペース不足により、駐車場に5,000㎡の仮設テントを張り、開催された会議の事例

- 22年度 日本循環器学会総会・学術集会 (18,000人規模)
- 23年度 国際血栓止血学会 (4,600人規模)
- 24年度 日本整形外科学会学術総会 (10,000人規模)

### 多目的ホールを新たに整備することによる効果



豊かな自然環境

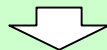


宗教や芸術文化の集積



高品質な伝統工芸

日本文化の神髄ともいべき京都で国際会議を開催することで日本文化を世界に発信する。



国際貢献の機会を増やし、国際社会における日本の国力向上に大きく寄与することができる。

### 3 京都国際現代芸術祭など文化庁の京都移転を見据えた取組の強化や「古典の日」の制定を契機とした伝統芸能の振興 (文部科学省・文化庁)

文化芸術立国を推進するためには、歴史的・文化的資源が集積する京都に、文化振興の拠点を置き、日本文化を強力に発信していくことが効果的です。

さらに、行政機能の東京一極集中の是正を図るためにも、京都市への文化庁の移転を見据え、文化庁関西元気文化圏推進・連携支援室（関西分室）の機能拡充を図り、今後も継続して設置することを強く要望します。

また、本市では古典を通じて伝統文化に親しみ、日本の心を次世代に継承していくための取組を進めていますが、なお日本人の古典離れや演者の後継者不足、鑑賞者の減少等の問題があり、若い世代から古典文学や伝統文化などの古典に親しむ気運の醸成と、次世代に引き継いでいく支援策の拡充が必要不可欠です。

つきましては、文化芸術立国の推進を図るために、次のとおり求めます。

#### 提案・要望事項

- 1 京都市への文化庁の移転を見据えた関西分室の平成26年度以降の継続設置及び更なる機能拡充 京都市・京都府共同提案
- 2 オール京都体制で実施する「京都国際現代芸術祭」（平成27年3～5月）など京都から関西、全国へ文化芸術の発信を行うため、事業への支援と関西分室との更なる連携の強化 京都市・京都府共同提案
- 3 古典の日である11月1日に京都で開催する「古典の日フォーラム」への主催参画及び古典関連の視聴覚教材や学校図書の充実、能や狂言など古典芸能鑑賞の機会拡充等、教育環境整備や文化振興への支援 京都市・京都府共同提案
- 4 伝統芸能を研究・創造・普及するための国立京都伝統芸能文化センター（仮称）の創設
- 5 1200年の都市としての歴史・記憶を活かして、日本の歴史・文化を総合的に理解でき、日本の文化力を世界に発信する、国立京都歴史博物館（仮称）の創設

所管の省庁課：文部科学省（初等中等教育局財務課） 文化庁（長官官房政策課，長官官房国際課，文化部芸術文化課，文化財部伝統文化課，美術学芸課）

京都市の担当課：文化市民局 文化芸術企画課 計画推進担当課長 木村武志 TEL 075-366-0033  
総合企画局 政策企画室 京都創生課長 石田洋也 TEL 075-222-3375  
教育委員会事務局 総務部 総務課長 的山泰久 TEL 075-222-3767



## 京都への文化庁の機能移転を見据えた取組

「関西元気文化圏」推進・連携支援室

設置：平成19年1月

場所：京都府庁旧本館

(平成24年4月～平成26年3月)

### 文化庁分室機能の更なる拡充のための 京都芸術センターとの機能の一体化

海外発信や人材育成等について、文化庁分室と京都市（京都芸術センター）、京都府との協力により、京都及び関西の強みである日本を代表する歴史・文化資産を活かした事業展開を図る。

#### ◇ 京都国際現代芸術祭の開催（京都芸術センター連携事業）

平成27年3～5月に、現代美術を中心とする国際的な芸術祭を開催する。

#### ◇ 古典文化の振興拠点

日本の伝統文化に親しみ、日本の心を伝える古典の振興を図り、古典に親しむ機運の醸成と古典関連教育推進のための拠点とする。

#### ◇ 日本版アーツカウンシルの関西拠点

大学のまち・京都ならではの人的資源を活かし、西日本を管轄するアーツカウンシルの拠点として、文化芸術創造活動の支援を行う。

#### ◇ アーティスト・イン・レジデンスの総合情報・施設間連携の拠点（京都芸術センター連携事業）

アーティスト・イン・レジデンスに先進的に取り組んでいる京都を拠点として、関連施設の総合情報化及び連携を強化するとともに、国内外への発信を図る。

#### ◇ 東アジア文化圏の構築

東アジアの人的・文化的交流の拠点とするため、国際日本文化研究センターなど、京都の大学や研究機関を活かした、「東アジア共生会議」を開催する（平成25年度予定）。

#### ◇ 文化発信・国際文化交流の推進（京都芸術センター連携事業）

京都が有するメディア関連の豊かな資源を活用した「文化庁メディア芸術祭」の京都開催の定例化や「京都国際舞台芸術祭」の実施など、国際文化交流の統括拠点の一つとする。

文化庁関西分室の機能の更なる拡充のためには、関西各地をはじめ国内外の文化芸術関係の人材・情報が集積している京都芸術センターとの機能の一体化が必要！

## 古典に関する取組

平成20年11月

「古典の日」宣言～千年紀記念式典

「古典の日」宣言 抜粋

源氏物語千年紀委員会

揺れ動く世界のうちにあるからこそ 私たちは  
いま古典を学び これをしっかりと心に抱き

これを私たちのよりどころとして 世界の  
人々とさらに深く心を通わせよう

平成24年9月

11月1日が古典の日に制定

※「古典の日に関する法律」公布及び施行

#### ◆ 古典の日制定の効果

- ・若い世代の古典回帰
- ・世界に誇れる古典の再認識
- ・古典文学や伝統文化に親しむ機運の醸成 など

#### 京都市における古典の日に関する取組

「古典の日に関する法律」を推進するため、児童配布教材の充実や専門家の学校への派遣など、学校教育活動における伝統文化体験の充実のための取組を実施。

平成25年度は、新規事業として、二条城で楽しむ古典芸能を開催予定。

法に規定された古典を活用した教育の機会の整備や古典に関する調査研究を一層推進していくことが必要！

## 4 新たな世界遺産登録をはじめとする京都の歴史的・文化的資産の保存・継承・活用

(文化庁・国土交通省)

歴史都市・京都には、平成6年12月に世界遺産として登録された「古都京都の文化財」を構成する17件の社寺・城のうち14件が所在しています。

平成24年度には世界遺産条約採択40周年を迎え、その最終会合が京都市で開催されたことから、世界遺産をはじめとした文化・自然遺産を保存・継承・活用していくことの重要性を再認識しようとする機運が高まっています。

こうした中、既に登録されている世界遺産に匹敵する価値を有する数多くの文化遺産と美しい景観を追加登録し、京都の歴史的、伝統的な景観や文化、文化財の素晴らしさを世界に発信するとともに、人類共通の財産を守り、育て、未来に伝えていくために、京都市では、世界遺産の追加登録に向けた調査・検討を実施しています。

また、京都には歴史的価値を有する京都会館や京都市美術館等の施設や、その歴史や魅力が十分に知られず維持・継承が危ぶまれている建物や庭園、また長い歴史の中で種々の手法を凝らして引き継がれてきた京料理をはじめとする無形文化財などが数多く存在します。

つきましては、京都に数多くある有形・無形の歴史的・文化的資産を世界に向けて発信するとともに、保存・継承・活用していくために、次のとおり求めます。

### 提案・要望事項

- 1 京都における新たな世界遺産の登録に向けた支援 **京都市・京都府共同提案**
  - (1) 「和食」の無形文化遺産登録に向けたユネスコ等への働きかけ
  - (2) 「和食」の保護継承のための「高等教育機関」の設置支援
  - (3) 「日本遺産」の対象資産の拡大
  - (4) 「世界遺産暫定一覧表」の登録拡大
- 2 建物・庭園に対する相続税、固定資産税の税制優遇措置の創設など、文化財に匹敵する価値を有する有形・無形の文化遺産の保存・継承・活用策の充実
- 3 元離宮二条城における建造物等の保存修理事業及び障壁画修復に対する財政措置の継続及び二の丸御殿障壁画の模写事業に対する財政措置
- 4 文化交流の拠点である京都会館再整備事業に対する財政支援の措置

## 京都における新たな世界遺産の登録に向けた支援

- 京都には、世界遺産「古都京都の文化財」を構成する17件の社寺・城の他にも、世界遺産に匹敵する価値を有する数多くの文化資産が存在

### 文化財の宝庫

- ・ 国宝  
207件（全国比19.1%）
- ・ 重要文化財  
1,846件（全国比14.3%）

※京都市内の件数

### 琵琶湖疏水

- ・ 明治23年完成
- ・ 今もなお、京都に琵琶湖の水を供給
- ・ 岡崎地域の別邸群とともに文化的景観を構成



- 「和食；日本人の伝統的な食文化」の世界無形文化遺産への登録に向けた取組が進められているが、京都を中心とした仏寺の宗教的料理や茶の湯の席での料理は「和食」の重要な構成要素

京都が誇る歴史的、伝統的な景観や文化、文化財を世界に発信するとともに、保存・継承・活用していくために、京都における新たな世界遺産の登録に向けた支援を！

## 有形・無形の文化遺産の保存・継承・活用策の充実

### <京都市独自の取組>

#### 市民が残したいと思う“京都を彩る建物や庭園”制度

市民が京都の財産として残したいと思う、京都の歴史や文化を象徴する建物や庭園を公募によりリスト化

平成24年度末までに140件を選定。選定リストのうち特に価値が高いと評価された27件を認定



本制度で認定された湯川秀樹旧宅

#### 市民が残したい“京都をつなぐ無形文化遺産”制度

「京料理」や「地蔵盆」、「花街の文化」などをはじめとする京都の特徴的な無形文化遺産を“京都をつなぐ無形文化遺産”として選定することで、その価値を再発見、再認識し、内外に魅力を発信するとともに、将来に引き継いでいこうという市民的機運を醸成

日本の伝統的、歴史的な文化や景観を将来に引き継いでいくためにも、文化財に匹敵する価値を有する有形・無形の文化遺産の保存・継承・活用策の充実が必要！

- 建物・庭園に対する相続税や固定資産税の税制優遇措置制度の創設 など

## 5 グローバルMICE戦略都市の推進など観光庁の移転を見据えた「観光立国・日本 京都拠点」の充実

(観光庁, 外務省)

日本を訪れる外国人観光客数は平成15年の国のビジット・ジャパン・キャンペーン開始以降堅調に推移しており、東日本大震災等の影響による需要低迷からも回復軌道に転じ、平成24年には、平成22年に次ぐ過去2番目の多さを記録しました。日本を訪れる外国人においては、京都観光を目的とした方も多く、日本の観光立国の実現に向け、京都が日本の観光を牽引する責任があると考えております。

「観光立国・日本」実現のためには、国際競争力の高い魅力ある観光地を活用することが重要となります。京都は、伝統、文化、自然、和の精神など日本文化の源を確認することができる我が国を代表する歴史都市であり、京都の魅力をさらに高め、海外に発信することが、訪日外国人旅行者数を高める大きな原動力となります。

こうした観点から、観光庁との共同プロジェクト「観光立国・日本 京都拠点」の更なる充実を図り、ラグジュアリー層やMICEをはじめとする訪日外国人誘致等に戦略的に取り組むことが、「観光立国・日本」の国益にかなうものと考え、次のとおり求めます。

### 提案・要望事項

- 1 グローバルMICE戦略都市の推進など観光庁の移転を見据えた「観光立国・日本 京都拠点」の積極的な活用
  - (1) ILTM Japanの更なる拡充など、ラグジュアリー層の積極的誘致
  - (2) MICEの共同誘致 京都市・京都府共同提案
  - (3) 次世代の観光産業を担う人材育成
- 2 海外日本大使館、在日海外大使館等との連携
  - (1) 京都セミナーの開催や海外における京都の伝統産業、食文化の紹介
  - (2) 各国要人やラグジュアリー層向けの誘致の展開
- 3 中国をはじめ新興国からの訪日観光促進のための観光査証の免除を含めた発給手続きの簡素化

所管の省庁課：観光庁（総務課） 外務省（領事局外国人課）

京都市の担当課：産業観光局 観光MICE推進室 担当部長 九鬼令和 TEL 075-222-4130

産業観光局 観光MICE推進室 観光おもてなし課長 砂川敬 TEL 075-222-4130

## 歴史都市・京都の魅力

- 山紫水明の自然  
～市内の4分の3は森林～
- 宗教都市  
～精神文化の拠点～
- 環境先進都市  
～京都議定書誕生の地～
- 歴史都市  
～国宝の20%、重要文化財の15%が京都に～
- 文化芸術都市  
～茶道、華道、香道、能、狂言、芸術系大学～
- 国際都市・多文化共生都市  
～世界文化自由都市宣言～

その他にも、「大学のまち・学生のまち」、「ものづくり都市」、「ものがたりづくり都市」、「教育先進都市」など、多様な都市の特性で世界の人々を魅了し続けるまち・京都



世界の旅行情報誌でも高い評価！

- ・「コンデナストトラベラー」  
→「アジア都市部門（2011）」（アジア）で**1位**
- ・「ワンダーラスト」（旅行情報誌）  
→「満足度の高い観光地（2013）」（世界）で**3位**

## 京都市の取組

- 入洛観光客 5,000 万人の達成（平成 20 年）
- MICE 振興の重要性に鑑み、他の自治体に先駆けて「京都市 MICE 戦略」を策定するとともに、「未来・京都観光振興計画 2010<sup>+5</sup>」を策定（平成 22 年）
- 観光庁と共同プロジェクト「観光立国・日本 京都拠点」を開始（平成 23 年 1 月～）

5000 万人感動都市の実現へ！

### 《ILTM Japan の開催》

- 平成 25 年 3 月開催
- 58 社のバイヤーの他、宿泊施設やメディア関係者も含め 200 名が参加

日本での開催は初めて！



### 《多言語コールセンターの実施》

- 平成 23 年 9 月から実施
- 4ヶ国語（日・英・中・韓）で 24 時間対応
- 宿泊施設、市バス・地下鉄施設で実施

- 国が重点的に支援を行う「グローバル MICE 戦略都市」に応募（平成 25 年 5 月）

グローバルMICE戦略都市への選定を契機に、

観光立国実現に向けて、「観光立国・日本 京都拠点」を更に充実させることが必要！

## 提案事項

ILTM Japan の充実や MICE 共同誘致の推進など、「観光立国・日本 京都拠点」の更なる拡充を！

## 6 コンテンツ産業特区の指定や関西イノベーション国際戦略特区の「国家戦略特区」への位置付けなど特区制度の更なる推進

(内閣官房・経済産業省)

京都市においては、今年4月に京都府と共同で「京都クロスメディア・コンテンツ産業特区」の申請を行ったところであり、コンテンツ産業の拠点整備、人材育成、コンテンツのクロスメディア展開による新産業創出の実現に向けて、同特区について指定いただきますよう要望します。

また、平成23年12月に指定を受けた「京都市地域活性化総合特区」においては、外国人が働きながら日本料理を学ぶためのビザの要件緩和など、一部の特例措置について実現に向けた検討が進んでいるところですが、その他の特例措置は実現の目途が立っておりません。「観光立国・日本」を先導する国際観光拠点の形成に向けて、特例措置等の早期実現や、総合特区推進調整費の柔軟かつ積極的な活用、産業観光施設整備のための利子補給予算の増額などが必要であると考えます。

現在、国においては、我が国の立地競争力の強化を図るため、総理主導の下で大胆な規制改革・税制措置を講じる「国家戦略特区」の創設が検討されております。

京都市内においては、「関西イノベーション国際戦略総合特区」の指定を受け、革新的創薬、先端医療機器開発、再生医療の具体化・実用化などに産学官連携で取り組んでいるところであり、今後、詳細な制度設計や地域・プロジェクトの選定を進める上では、京都の持つ高い潜在力が十分発揮できる制度とされるよう求めます。

### 提案・要望事項

- 1 「京都クロスメディア・コンテンツ産業特区」の指定及び支援

京都市・京都府共同提案

- 2 特例措置等の早期実現、総合特区推進調整費の柔軟・積極的な活用、利子補給予算の増額など京都市地域活性化総合特区の推進

京都市・京都府共同提案

- 3 イノベーション推進のために地域の潜在力が十分発揮できる「国家戦略特区」の創設

京都市・京都府共同提案

所管の省庁課：内閣官房（地域活性化統合事務局、知的財産戦略推進事務局）

経済産業省（商務情報政策局文化情報関連産業課（メディア・コンテンツ課））

京都市の担当課：総合企画局 政策企画室 政策企画課長 西尾直樹 TEL 075-222-3035

産業観光局 新産業振興室 コンテンツ産業振興課長 草木 大 TEL 075-222-3449



## 京都クロスメディア・コンテンツ産業特区 (Creative KYOTO)

- 平成25年4月申請。コンテンツ産業の拠点整備，人材育成，クロスメディア展開による新産業創出を目指す。

### 【主な取組例】

- ・太秦メディアパークにおいて，クロスメディア展開による新産業創出を図る共同研究拠点「**クロスメディア・クリエイティブセンター（仮称）**」を創設
- ・京都国際マンガミュージアムを核とし，町家等を活用してクリエイター人材育成のためのインキュベート施設を整備するなど，「**マンガクラスター**」を形成

### 【国への提案例】

- ・運用益活用型のコンテンツ振興基金造成への**国の無利子（低利子）融資制度の創設**
- ・拠点内でのデジタル・アーカイブ構築及び利用に限り，**著作権のフェアユース実現**  
(※著作権法の許諾を不要とする。)

## 京都市地域活性化総合特区

- 平成23年9月申請。平成23年12月指定

### <提案している主な規制の特例措置等>

- ◆適切な管理を条件とした京町家に対する相続税の納税猶予措置
- ◆無電柱化促進のための道路管理者への助成拡充等
- ◆京都の歴史・文化を象徴する建物等について，文化財に準じた相続税等の税制優遇措置
- ◆外国人が働きながら日本料理を学ぶためのビザの要件緩和 など



- 外国人が働きながら日本料理を学ぶためのビザの要件緩和など，一部の特例措置の実現に向けた検討が進んでいるものの，その他の特例措置は実現の目途が立っていない。



### <要望事項>

- 規制の特例措置等の実現に向けた積極的な協議の実施
- 総合特区推進調整費の柔軟・積極的な活用
- 産業観光施設整備のための利子補給予算の増額

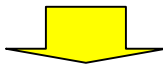
## 関西イノベーション国際戦略総合特区

### 特区指定区域

- ・京都大学大学院医学研究科・医学部・附属病院
- ・京都府立医科大学・附属病院
- ・京都市成長産業創造センター

- 平成23年9月申請。平成23年12月指定

京都では，革新的創薬，先端医療機器開発，再生医療の具体化・実用化などライフイノベーションの取組を産学官連携により推進中



### <要望事項>

- 当特区を，国において今後新たに創設予定の「国家戦略特区」に位置付け，国家プロジェクトとして推進

## 7 地域イノベーション戦略支援プログラムの推進など産学公連携による新産業・新事業の創出，育成への支援 (文部科学省・経済産業省)

京都は、大学・企業・研究機関等が多数立地する「知」の集積地であり、伝統産業から先端産業まで幅広い業種で独自技術を有する企業群が経済を支える全国有数の「ものづくり都市」です。これらの強みを生かし、これまでから産学公連携による科学技術イノベーションの推進に積極的に取り組んでおり、国際競争力を有する産学公連携拠点を実現できる地域であります。

こうした状況の中、京都市では、知的クラスター創成事業（第Ⅰ期・第Ⅱ期）の活用により、企業・大学・研究機関・産業支援機関などオール京都による省エネ・省資源に資する環境ナノ部材の研究開発・事業化の取組を推進し、大きな成果を生み出してきました。

本事業の成果を継承，発展させ，エネルギー・環境分野における新事業の創出，それを起爆剤とした経済成長を導くためには，京都の産学公がより連携を深め，新産業・新事業の創出，育成を推進するための環境整備や体制構築等に，一体となって取り組む必要があります。

つきましては，国において実施される科学技術イノベーションの推進，新産業・新事業の創出，育成を図る各種支援策の充実を図られるとともに，「地域イノベーション戦略支援プログラム」等における京都地域への支援について，次のとおり求めます。

### 提案・要望事項

- 1 知的クラスター創成事業の成果を継承，発展させるための地域イノベーション戦略支援プログラム「京都次世代エネルギーシステム創造戦略」の採択及び支援策の充実 **京都市・京都府共同提案**
- 2 「国際科学イノベーション拠点」と連携した「センター・オブ・イノベーション（COI）プログラム」の採択や，「新たな地域発課題解決型イノベーションシステム（スーパークラスター）」の事業化等による産学公連携拠点の形成支援策の充実 **京都市・京都府共同提案**
- 3 大学，企業への研究開発及び研究成果の事業化への支援策の充実
- 4 ベンチャー支援など産学公連携による新産業・新事業の創出，育成施策の充実

所管の省庁課：文部科学省（科学技術・学術政策局産業連携・地域支援課）

経済産業省（経済産業政策局地域経済産業グループ地域新産業戦略室）

京都市の担当課：産業観光局 新産業振興室 グリーンイノベーション創出支援課長 西田祐司

TEL 075-222-3324

## 京都市における知的クラスター創成事業（第Ⅰ期・第Ⅱ期）

### 【第Ⅰ期】京都ナノテク事業創成クラスター（平成 14～19 年度）

特許出願		研究成果の事業化 に伴う売上高	商品化・事業化・ 企業化	論文
国内出願	海外出願			
181 件	38 件	2 億 4, 140 万円	44 件	725 件

### 【第Ⅱ期】京都環境ナノクラスター（平成 20～24 年度）

特許出願		研究成果の事業化 に伴う売上高	ベンチャー創出	研究成果の他事業展開 (他競争的資金採択等)
国内出願	海外出願			
75 件	29 件	104 億 6, 000 万円	4 企業	58 件

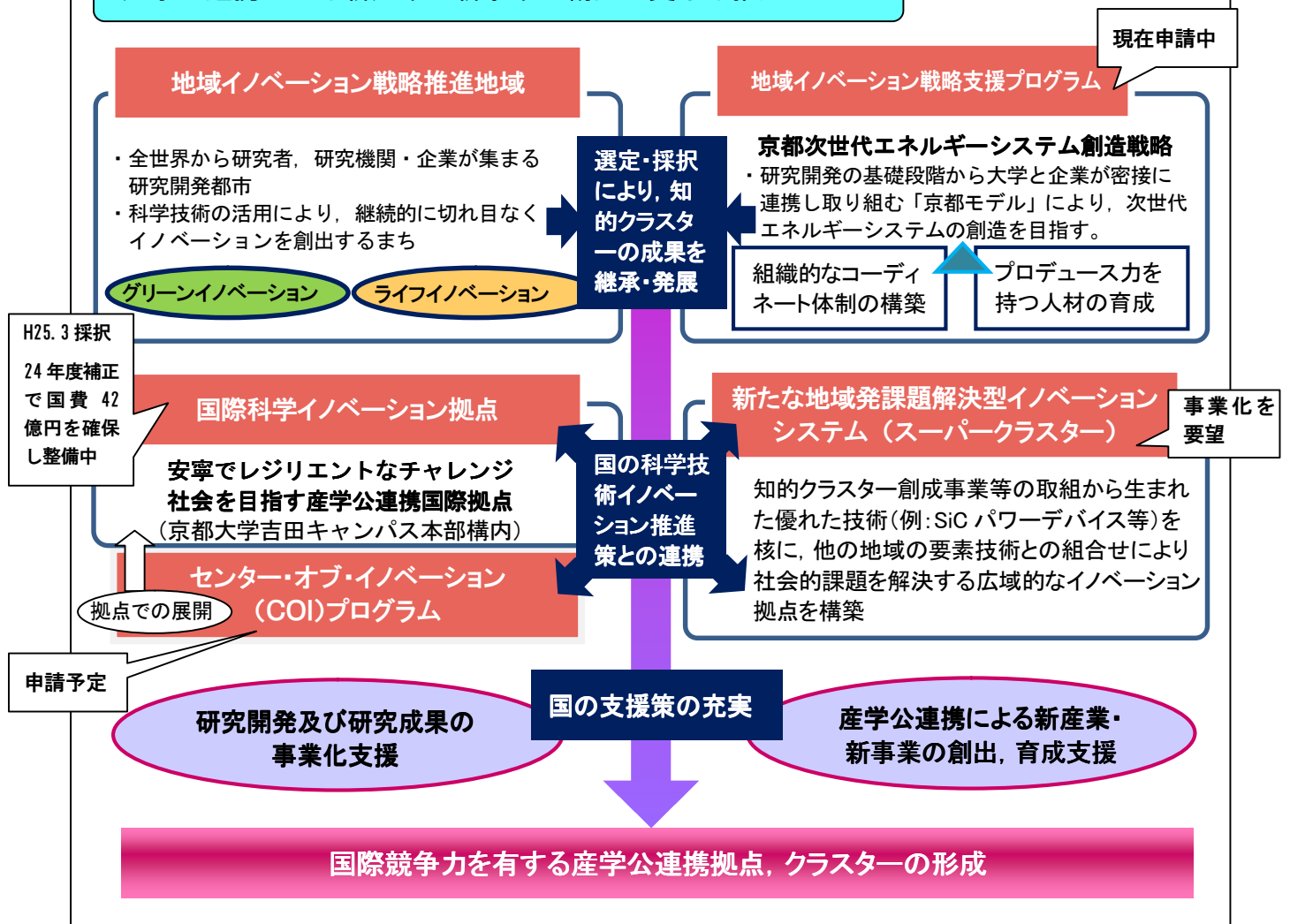
当初の目標値（75 億円）を大幅に上回る売上高を達成！

#### 主な成果

- ・ 太陽光発電の高効率化や電気自動車の冷却装置の小型化等に活用できる「SiC パワー半導体」の開発と量産化
- ・ 排水液から有益な物質を回収し再利用する循環型システムの開発  
→産学公連携による新たなイノベーション創出モデルの構築

これまでの成果を継承・発展させ、  
新産業の創出を目指す！

## 産学公連携による新産業・新事業の創出の更なる推進



## 8 中小企業への金融支援や雇用対策の充実，デフレ不況の解消に向けた就労条件の改善

(内閣府・文部科学省・厚生労働省・経済産業省・中小企業庁)

京都市では、国・府・市が連携して雇用対策を推進するとともに、金融円滑化法の終了に伴い喫緊の課題となっている中小企業の経営改善についても、関係機関が連携して金融支援・経営の再生に取り組み、成果を上げています。

現在、京都地域の景気にも改善の兆しが見られますが、これを経済の好循環につなげるとともに、市民の1割を学生が占める「大学のまち」京都において、若者が夢を持って将来を見通すことができる「活力あふれるまちづくり」を進めるためには、中小企業の経営改善を加速することに加え、依然として厳しい若年層の就業を一層支援し、中小企業の人材確保を図ることが不可欠です。また、デフレ不況の解消に向けた国の経済対策を実効あるものにするためには、産業界とも連携の上、給与等の就労条件の改善に向けた取組を一層推進していくことが求められています。

つきましては、意欲ある中小企業を支える金融支援の充実と若年層の就業支援など雇用対策の充実を図られるよう次のとおり求めます。

### 提案・要望事項

#### 1 中小企業への金融支援の充実

赤字決算や債務超過になっている等、厳しい経営状態の中で、経営再建に取り組む中小企業を対象とする再生支援に特化した新たな保証制度の創設

#### 2 雇用対策の充実

(1) 「緊急雇用創出事業」に代わり、地域経済を支える人材育成を目的とした新たな事業の創設

(2) 若年者の雇用及び定着促進を図るため、在学生へのキャリア教育・就職支援を目的とした地方自治体の取組を支援する新たな交付金制度の創設

(3) 若年者雇用を促進するため、学卒未就職者への再教育やOJTを柱とした支援制度の創設

#### 3 デフレ不況を解消するため、産業界への給与等の就労条件の改善の要請

所管の省庁課：内閣府（政策統括官（経済財政運営担当））

文部科学省（高等教育局専門教育課，学生・留学生課）

厚生労働省（職業安定局地域雇用対策室，若年者雇用対策室）

経済産業省（経済産業政策局産業人材政策室） 中小企業庁（事業環境部金融課）

京都市の担当課：産業観光局 商工部 中小企業振興課長 武田淳 TEL 075-222-3323

産業観光局 商工部 中小企業振興課担当課長 山中かおり TEL 075-222-4039

○ リーマンショック以降、緊急保証制度に対応した制度融資や金融円滑化法の効果などにより、中小企業の資金繰りは改善。一方で、条件変更を繰り返す中小企業者が増加するなど、経営状況に改善が見られない。

○ 緊急雇用創出事業の効果などにより、平成25年3月の京都府の有効求人倍率は0.86倍、近畿の完全失業率は4.9%といずれも改善傾向。

一方で、平成26年3月卒業予定者の大卒求人倍率は1.28倍と引き続き低水準。



**経営改善の取組が遅れば、再び苦境に陥る中小企業者が増加するとともに、雇用情勢の悪化が懸念される。**

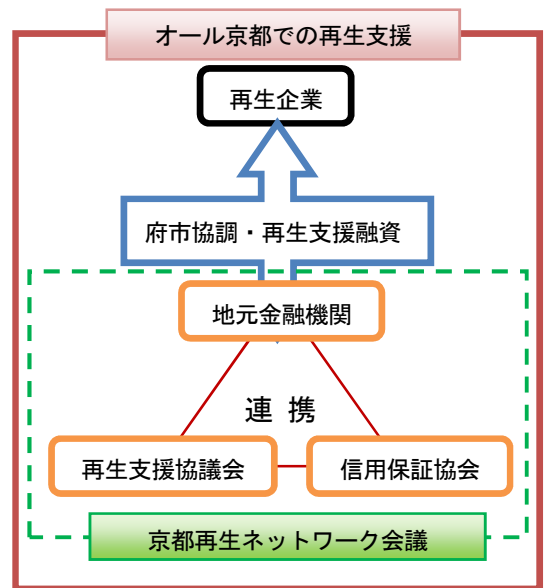
中小企業者の経営改善・  
体質強化は喫緊の課題

### 中小企業を下支えする金融支援

京都では中小企業の経営再生を、関係機関がネットワークを構築し、連携して積極的に支援

- 府市協調制度融資・中小企業再生支援融資
  - ・再生支援に特化した制度融資（最長20年間の長期融資）
  - ・融資後、金融機関による経営モニタリングを実施
  - 継続的に経営再生をフォローアップ
- 京都府中小企業再生支援協議会実績（H24年12月末）
  - 再生計画策定支援：144件（全国第3位）
- 再生支援融資の実績（府下数値：H17～H25年3月末）
  - ・融資実績：1,397件 1,196億円
  - ・支援企業数：541企業
  - ・従業員数：18,625名の雇用維持に貢献

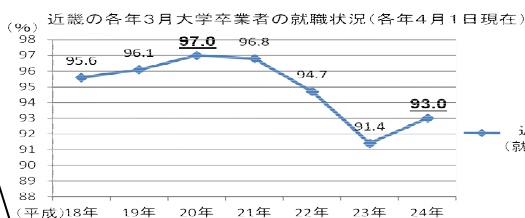
普通保証とセーフティネット保証（別枠100%保証）を活用した機動的な支援により、高い再生実績を実現



平成24年11月にセーフティネット保証の業種指定の見直し（全業種指定→450業種が対象外）が行われたため、再生支援においても一部業種の中小企業は別枠100%保証を利用できない！

**中小企業の経営再生の促進には、経営再生に取り組む全ての中小企業者が、普通保証に加えて、別枠となる100%保証も併用できる環境が必要**

### 雇用対策の充実



大学1,2年生～未内定の卒業生を対象とする就職支援は**全国初!**

リーマンショックの影響が顕著な平成22年3月以降の就職状況に比べて、若干の改善状況にはあるものの、リーマンショック以前と比較すると大幅に就職率は低迷している！

**地域経済活性化のためには、より一層の雇用対策の充実が必要!**

若年層の厳しい雇用実態を踏まえ、京都市では、国の緊急雇用創出事業を活用し、在学生に対するキャリア教育・就職支援事業を実施（24年度は延べ8千人を超える学生が参加）。

**京都は市民の1割を学生が占める「大学のまち」であり、若者が夢を持って将来を見通すことができるように支援することが活力あふれるまちづくりには必要!**

**若年層の就業を支援するため、基礎自治体が活用しやすい新たな交付金制度の創設を!**

## 9 伝統産業製品の海外展開への支援など日本文化を支える 伝統産業の振興

(経済産業省・中小企業庁・内閣府・消費者庁・文化庁)

1200年を超える歴史に育まれ、今も日本の伝統・文化が生き続ける京都は、国際社会における我が国の存在感を高めるとともに、観光立国の実現に向けて大きな役割を果たしていると考えています。その京都の魅力の核は、文化、芸術、芸能、文化財、歴史的な景観等ではありますが、これらを支える大きな柱のひとつが伝統産業です。

しかしながら、生活様式の変化や海外製品の流入により、伝統産業製品の需要が低迷し、京都の伝統産業は永きにわたって受け継がれてきた優れた技術や卓越した技法の継承すら危ぶまれる状況になっております。

伝統産業の衰退は、日本の文化の衰退に直結すると言っても過言ではありません。このまま進めば、美しい国土づくりや観光立国もいずれ画餅に帰することは明白です。国におかれましては、日本の文化・伝統の強みを活かしたクール・ジャパンの推進に取り組まれているところですが、日本の伝統文化を支えている伝統産業の振興に一層強力に取り組んでいくために、次のとおり求めます。

### 提案・要望事項

- 1 伝統産業の海外展開等への積極的な支援
  - (1) 海外展開に向けた地方自治体の取組を促進するための支援制度の創設
  - (2) 外国人観光客の誘客に繋がる見学可能な制作工房整備に対する財政的支援
- 2 「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」における伝統的工芸品の経済産業大臣指定の産地規模要件を小規模産地でも指定対象となるよう緩和
- 3 伝統的工芸品産業支援補助制度の対象を産地組合等の民間団体だけでなく地方自治体まで拡充
- 4 稀少となった伝統産業の技術・技法の後継者への継承のための財政的支援
- 5 伝統産業製品活用の気運の醸成
  - (1) 国の行事等における和装着用呼びかけ
  - (2) 国の施設等を新設・改修する際に、伝統産業製品等の活用の呼びかけ
- 6 消費者に適切な商品情報を提供するため、伝統産業製品の原産国表示の義務付け等

所管の省庁課：経済産業省（製造産業局繊維課，商務情報政策局伝統的工芸品産業室）

中小企業庁（経営支援部経営支援課），文化庁（文化財部伝統文化課），

消費者庁（表示対策課），内閣府（大臣官房総務課）

京都市の担当課：産業観光局 商工部 伝統産業課長 奈須健一 TEL 075-222-3337

産業技術研究所 企画情報室 副室長 山崎謙二 TEL 075-326-6100



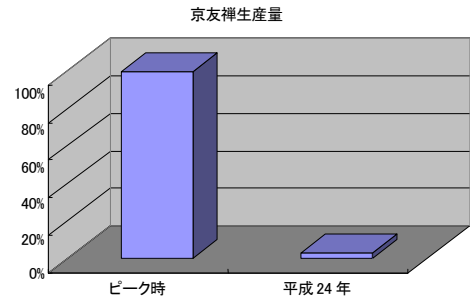
# 現 状

## 出荷額(平成 20 年)

- ・西陣織 ピーク時(昭和 58 年)の 11.1%に
- ・京友禅 ピーク時(昭和 55 年)の 14.6%に
- 西陣織: 京都市の工業(絹、人絹織物業)
- 京友禅: 京都市の工業(織物手加工染織整理業)
- ※「製造出荷額」を比較。H19 年調査から「その他収入額」を含む。

## 生産量(平成 24 年)

- ・西陣織 ピーク時(昭和 50 年)の 8.8%に
- ・京友禅 ピーク時(昭和 46 年)の 2.7%に
- 西陣織: 西陣織工業組合「西陣織機業調査報告書」「西陣生産概況」
- 京友禅: 京友禅協同組合連合会「京友禅京小紋生産量調査報告書」



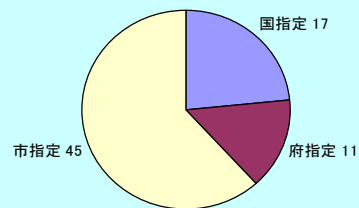
生活様式の変化, 海外製品の流入, 不況などによる生産額の激減

京都市 73 品目のうち, 国指定の伝統工芸品(産地規模の要件\*あり)が圧倒的に少ない。

※一定地域に 10 企業以上又は 30 人以上の従事者が集積

⇒小規模な業種ほど国の支援(補助金等)が受けられない。

## 京都市の伝統工芸品に関する指定状況



## 京都市における主な取組

### ○伝統産業に関する創造的活動に対する支援

- ◇京もの国内市場開拓事業
- ◇京都ブランド海外市場開拓事業
- ◇京ものユースコンペティション (平成 25 年度～新規実施)



### ○伝統産業に対する関心と理解を深める取組

- ◇本市独自の条例で春分の日を「伝統産業の日」と定め, 伝統産業の魅力を発信する各種イベントを実施



- ◇議員提案による本市独自の条例である「京都市清酒の普及の促進に関する条例」を全国で初めて制定し, 京都の日本酒振興プロジェクトを実施

今年度は新規事業として京都日本酒サミットを開催!

- ◇京都市役所と市職員が率先して伝統産業製品を活用し, 市内の企業や大学等にも活用を促す「隼より始めるプロジェクト」を実施



### ○技術の継承や後継者の育成

- ◇技術後継者育成制度

日本の文化を支えてきた伝統産業の更なる振興を図るためには, 国の積極的な支援が必要!

## <提案・要望事項>

- 伝統産業の海外展開等への積極的な支援
- 伝統工芸品産業の振興に関する法律における産地規模要件の緩和 など

## 10 原子力発電に依存しないための再生可能エネルギーの利用拡大と電力事業の自由化の推進

(経済産業省、資源エネルギー庁、総務省、金融庁)

原子力発電に依存しない電力供給体制をできるだけ早期に構築することが、国民的課題である現在、当面の代替エネルギー確保とともに、市民や事業者の徹底的な節電や省エネルギーの取組と再生可能エネルギーの飛躍的導入による自立分散型電源の活用に加え、電力自由化により事業者が公平に参入できる環境が求められます。

京都市におきましても、「エネルギーの地産地消」を推進するため、住宅用太陽光発電・蓄電システムなど設置補助制度の拡充、市民の誰もが再生可能エネルギーの導入に貢献できる「市民協働発電制度」とともに、使用済てんぷら油を回収し、精製した燃料を市バスやごみ収集車に使用するバイオディーゼル燃料化事業を全国最大規模で実施しております。

また、産学公連携により京都ならではのスマートコミュニティの構築を目指し、岡崎地域におけるエネルギーネットワーク形成に向けた実証事業に着手しております。

このような、再生可能エネルギーの利用拡大や基盤となる新たなエネルギー政策の推進は、国と地域が歩調を合わせて取り組む課題であるため、次のとおり求めます。

### 提案・要望事項

- 1 原子力発電所のできる限り早期の全廃に向けたエネルギー政策の抜本的な転換及びエネルギー基本計画の早期策定
- 2 再生可能エネルギー利用拡大と推進のための措置
  - (1) バイオディーゼル燃料を軽油に混合して使用する際の軽油引取税の免税
  - (2) 再生可能エネルギー利用設備や、蓄電池、エネルギーマネジメントシステムなど「エネルギーの地産地消」を進める設備の導入促進
  - (3) 住宅用太陽光発電システム、蓄電システムなど設置補助制度の継続
  - (4) 公共施設の屋根について長期間の使用を可能とする仕組みや、税制上の優遇措置など、「屋根貸し制度」の普及に向けた制度の整備
  - (5) 地域における「スマートコミュニティ」形成に向けた、需要家間相互の電力融通等を実現するために必要な規制緩和等の推進
- 3 発電部門や電力小売部門の自由化に向けた関連法制度の着実な整備

所管の省庁課：経済産業省（商務情報政策局情報通信機器課）、資源エネルギー庁（省エネルギー・新エネルギー部政策課、同新エネルギー対策課、資源・燃料部石油流通課、電力・ガス事業部政策課）、総務省（自治行政局行政課、自治税務局都道府県税課）、金融庁（総務企画局政策課）

京都市の担当課：環境政策局 地球温暖化対策室「DO YOU KYOTO?」プロジェクト推進担当課長 松浦卓也、創エネルギー・省エネルギー担当課長 荻原博 TEL 075-222-4555、環境政策局 循環型社会推進部 循環企画課 バイオマス担当課長 堀寛明 TEL 075-213-4930、行財政局 税務部 税制課 税制企画担当課長 佐藤晋一 TEL 075-213-5200、産業観光局 新産業振興室 グリーンイノベーション創出支援課長 西田祐司 TEL 075-222-3324

## 原子力発電に依存しないエネルギー政策に向けた取組

京都市は、株主として以下の項目を関西電力（株）に提案

◆ 株主提案の項目		4 電力需要の抑制と新たなサービスの展開
1 脱原発依存と安全性の確保	2 経営の透明性の確保	5 取締役の責任免除
3 取締役の報酬の開示		6 代替電源の確保
		7 事業形態の革新

➡ **原子力発電所のできる限り早期の全廃に向けたエネルギー政策の抜本的な転換及びエネルギー基本計画の早期策定を！**

## バイオディーゼル燃料（BDF）を軽油に混合して使用する際の軽油引取税の免税

<概要>

○本市ではBDFを積極的に活用。利用量は、年間約0.13万kL

○国内全体の利用量は拡大しているものの、年間約2万kL（軽油販売量のわずか約0.1%）

<課題>

○BDFを軽油に混合して利用する際に、軽油引取税が課税（32.1円/L）される。

軽油引取税を免税した場合の軽減額

5%混合（BDF5）…1L当たり1.6円の軽減

全国最大規模で実施！



植物油の製造・使用



植物油の原料となる植物が大気中のCO2を吸収し、その廃油を軽油の代わりに利用することで、CO2の削減に貢献



市バス93台  
ごみ収集車136台

家庭からのてんぷら油回収

京都市  
廃食用油  
燃料化施設

➡ **バイオディーゼル燃料を軽油に混合して利用する際の軽油引取税の免税を！**

## 「エネルギーの地産地消」を進める設備の導入促進、住宅用太陽光発電、蓄電設置補助制度等の継続

<概要>

○蓄電池は電力ピークカット、系統安定化に効果  
○太陽光発電や蓄電池、エネルギーマネジメントシステムを組み合わせることで、停電時の非常用電源として活用することも可能

<課題>

○蓄電池を含むシステムは買取価格が低い（太陽光発電設備単独38円/kWh、蓄電池併設31円/kWh）  
○太陽光発電、蓄電設備設置補助制度が平成25年度をもって終了

➡ ●蓄電池併設の場合にも太陽光発電単独設置時と同等の買取価格設定を！  
●平成25年度までとされている住宅用太陽光発電、蓄電設備設置補助制度の継続を！

## 「屋根貸し制度」を活用した市民協働発電制度の普及に向けた制度整備

市民協働発電制度のイメージ図



<市民協働発電制度の概要>

○運営主体が市民の出資をもとに太陽光発電を設置  
○固定価格買取制度による売電収益を配当金として市民に還元

<課題>

○公共施設の屋根については、**短期使用が前提の目的外使用許可しか認められていない**ため、長期間の事業の継続性が担保されていない。

○税制上の課題

- 太陽光発電設備に係る**固定資産税の軽減措置（税額の1/3を軽減）が平成25年度をもって終了**
- 配当金など出資した場合に課税される**所得税の軽減措置がない**。

長期間使用を担保できる仕組みが必要！

➡ **「屋根貸し制度」を活用した市民協働発電制度の更なる普及促進を図るための制度整備を！**

## 1.1 「歩くまち・京都」総合交通戦略を推進する支援の充実 (国土交通省)

京都市では、近年、市民のマイカー依存が高まるとともに、マイカーによる入洛観光客が全体の約3割を占めるなど、都心部や観光地を中心に交通問題が発生し、まちの賑わいや地球温暖化防止等に深刻な影響を及ぼしています。

そのため、環境モデル都市として、持続可能な脱「クルマ中心」社会を目指し、平成22年1月に、歩くことを中心としたまちと暮らしに転換するための行動規範である「歩くまち・京都」憲章を全国で初めて制定するとともに、健康、環境、観光など幅広い観点から「歩くまち・京都」総合交通戦略を策定しました。現在、戦略に基づき、パークアンドライドの通年展開や、駅施設等のバリアフリー化の更なる推進など、マイカーから公共交通への利用の転換を図る施策を積極果敢に進めております。

しかしながら、「歩くまち・京都」総合交通戦略の推進に当たっては、戦略に掲げる各施策の実施主体となる京都市や民間事業者の費用負担が多額に上ることなどの課題があります。

また、公共交通の利用によって生み出される社会的便益は大きいにも関わらず、公共交通に対する国の現行支援制度は十分ではなく、支援の拡充が必要であります。

つきましては、京都市が、人と公共交通優先の「歩くまち・京都」を目指し、まちの賑わいを生み出す都市であり続けるために、次のとおり求めます。

### 提案・要望事項

- 1 京都市及び民間事業者の負担軽減に配慮した、「歩くまち・京都」総合交通戦略の施策に対する補助制度の創設及び充実
  - (1) モビリティ・マネジメント施策など、ソフト事業に柔軟に活用できる補助制度の創設
  - (2) パークアンドライド施策の運営等に対する補助制度の拡充
  - (3) 駅施設等のバリアフリー化及びホームからの転落防止対策に係る総合的な補助制度（地域公共交通確保維持改善事業）の拡充
- 2 公共交通の利用によって生み出される社会的便益の大きさを考慮した、バス・鉄道の事業運営に対する補助制度の拡充

所管の省庁課：国土交通省（総合政策局交通計画課，都市局都市計画課都市計画調査室，  
街路交通施設課，道路局環境安全課，鉄道局都市鉄道政策課，自動車局旅客課）  
京都市の担当課：都市計画局 歩くまち京都推進室 企画課長 大井貴之 TEL 075-222-3028

## バス・鉄道事業者に対する支援（バリアフリー化，事業運営）

### 京都市内の鉄道駅におけるバリアフリー化の状況（平成24年度末現在）

	全施設数	段差解消済	ホームドア設置済	内方線付き点状ブロック設置済
鉄道駅	127	86 (67.7%)	16 (12.6%)	52 (40.9%)

⇒ 京都市内の鉄道駅におけるバリアフリー化は，更なる取組が必要  
 ⇒ そこで「重点整備地区」として10地区，11駅を選定し，集中的にバリアフリー化を促進（H30までに各駅の整備基本構想を策定）！

#### 現行のバリアフリー化補助制度

- 負担割合  
国，地方，事業者 各 1/3
- 対象範囲  
バリアフリー化に伴う最小限の施設のみ（E V設置など段差解消，転落防止設備や誘導用ブロックの整備等）

※ バリアフリー化に伴う**用地取得費**や**ホームドア整備**に必要な**列車制御システム等**は**対象外**

バリアフリー化推進のため，国庫補助制度の対象拡大（用地取得費の補助対象化など）や国庫補助率（現行1/3）の上げを！

### バス・鉄道の運営に対する補助

バス	平成23年度「地域公共交通確保維持改善事業」創設 ⇒補助対象が限定的（①複数市町村をまたがる路線，②過疎地域を沿線に含む新規運行路線など）で， <b>経営状況の厳しい中山間地域を運行する既存バス路線の大半が対象外</b>
鉄道	<b>運行に対する補助制度なし</b>

○ 経営状況の厳しい交通不便地域でのバス事業運営に対する補助制度など，バス・鉄道の事業運営に対する新たな補助制度の創設が必要！

## 過度なクルマ利用からの変革を促すモビリティ・マネジメント施策などソフト事業への支援

### モビリティ・マネジメント

クルマ利用者の意識改革を促す事業（＝ソフト事業）

#### 【事業効果】

- ・「過度に自動車に頼る暮らし」から「適度に多様な交通手段を利用する暮らし」へ転換
- ・商店街，地域コミュニティ，観光の活性化
- ・環境負荷の軽減，健康増進

#### 【使用するツール（例）】

- ・公共交通マップの配布
  - ・コミュニケーションアンケート
- ※アンケートの中で，過度なクルマ利用からの変革のきっかけを与える情報と，今後の対策に関する情報を提供し，意識改革を進めるもの

#### モビリティ・マネジメント施策における現行の補助制度

補助制度	社会資本整備総合交付金
主な対象	道路などの社会資本整備とそれに関連するソフト事業
課題	<b>ハード整備とそれに関連するソフト事業に補助対象が限定</b> されている

ソフト事業に柔軟に活用できる補助制度の創設により  
計画的かつ戦略的な事業展開が可能に！！

モビリティ・マネジメント以外にも・・・

京都市では，市内中心部及び観光地への自動車流入抑制と公共交通利用の促進を目的としたパークアンドライドを実施しています。（設置箇所：47 駐車場，5,683 台）

実施にあたっては，駐車場の設計等のほか，パークアンドライドの運営や広報活動を行う必要がありますが，「都市交通システム整備事業」において補助対象となっているのは駐車場の設計や整備についてのみです。



## 1 2 転落防止柵の整備のための支援など地下鉄事業に対する 財政措置の拡充

(総務省・国土交通省)

京都市は、世界を魅了し続ける山紫水明の歴史・文化・観光都市であると同時に、京都議定書誕生の地、環境先進都市であり、市バス・地下鉄と民間バス、私鉄等とのネットワーク化に取り組むなど、公共交通優先のまちづくりを進めています。

しかしながら、これを支える地下鉄事業の経営状況は極めて厳しく、平成 23 年度決算では、累積資金不足額は 309 億円、資金不足比率は、経営健全化基準である 20% を大幅に上回る 57.8% にも達するなど、本市財政にとって最大の課題であり、「京都市高速鉄道事業経営健全化計画」を策定し、経営健全化に全力で取り組んでいます。

こうした中でも、安全対策や防災対策をはじめとする鉄道の運行に必要な設備投資は欠かせないことから、今後も相当の費用負担が生じることとなります。とりわけ、現在取り組んでいる烏丸線 3 駅（利用客の多い京都駅、四条駅及び烏丸御池駅）の転落防止柵の整備について、その財源の確保が必要であります。また、今後の更なる整備促進に向けて、事業者負担が軽減されるような補助制度の拡充と、安全かつ低コストで整備可能となる新たな転落防止柵の技術開発の促進が必要不可欠であります。

さらに、地下鉄開業から 30 年以上が経過し、現行制度では補助対象となっていない既設線の改修・更新事業にも多額の費用負担が見込まれます。

つきましては、地下鉄事業の経営健全化を進め、安全で快適な交通手段として将来にわたって安定的に運営していくため、次のとおり求めます。

### 提案・要望事項

- 1 転落防止柵の整備のための支援
  - (1) 転落防止柵（可動式ホーム柵）の整備に対する補助金の確保
  - (2) 今後の整備促進に向けた補助制度の更なる拡充、及び安全かつ低コストで整備可能となる新たな転落防止柵の技術開発の促進
- 2 鉄道施設の安全対策及び長寿命化等を目的とした既設線の改修・更新事業に対する補助制度の拡充
- 3 高金利建設企業債の借換制度の拡充（金利 5% 以上で未措置分の再実施、及び 5% 以上から 3% 以上への条件緩和）

所管の省庁課：総務省（自治財政局公営企業課、公営企業経営室、地方債課）  
国土交通省（鉄道局都市鉄道政策課）

京都市の担当課：交通局 企画総務部 財務課長 長谷耕治 TEL 075-863-5080



## 地下鉄の果たす役割

### 京都を支える都市装置として地下鉄は不可欠

- 年間5千万人の観光客。1日当たり旅客数約33万9千人、市内鉄道輸送の約50%を担う。
- 道路が狭あいだで渋滞が慢性化する都心部における交通の大動脈
- 市民の利便性を向上させ、安心・安全な移動を確保する都市基盤
- 環境に優しい、景観に配慮したまちづくり（CO2排出量は自家用車の約20分の1）
- 市の重点政策である、ひとと公共交通を優先する「歩くまち・京都」の実現に大きな役割



## 地下鉄事業の財政状況

### 多額の建設費の返済等により、公営地下鉄事業者で唯一の経営健全化団体

- 地下鉄事業は建設費が巨額で、収支採算は50年以上の長期間をかけて確保する性格の事業
- 本市では、東西線の建設がバブル期と重なったこと等から建設費が高騰
  - ★要した建設費は全線で総額約8,500億円（借入金残高は約4,500億円）

#### ＜地下鉄事業の財政状況（平成23年度決算）＞

- 経常収支67億円の赤字
- 累積資金不足額309億円（全国の公営地下鉄事業者で最大）
- 資金不足比率57.8%（経営健全化基準（20%以上）を上回る唯一の公営地下鉄事業者）

## 経営健全化の推進

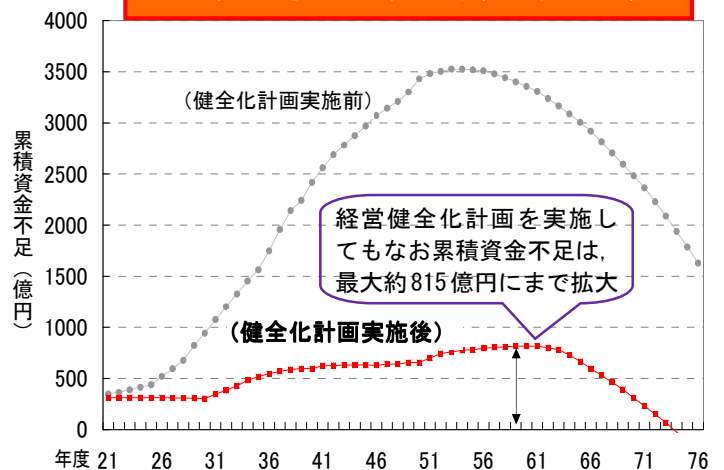
### 更なる経営健全化の取組を実施

- 平成22年3月に策定した経営健全化計画（平成21～30年度）に基づき、資金不足比率を経営健全化団体となる基準である20%未満へ引き下げるとともに、将来にわたって地下鉄事業を安定的に運営するため、全市的な取組を実施。

#### ＜経営健全化計画の主な取組内容＞

- ① 収入増加策
  - ・お客様数一日あたり5万人増加
  - ・駅ナカビジネスの更なる拡充
  - 年間収入目標10億円（平成30年度）
- ② 総人件費の削減
  - ・駅職員業務の民間委託化拡大等による職員削減
- ③ 一般会計の支援
  - ・経営健全化出資の拡充
  - ・市バス事業で削減した補助金を活用した支援 など

#### ＜経営健全化計画実施後の累積資金不足の推移＞



## なお厳しい財政状況

- それでもなお累積資金不足は平成23年度決算の309億円から更に増加を続ける見込み。
- お客様の安全を確保していくために必要な設備投資を行いつつ、累積資金不足の早期解消を図るため、可動式ホーム柵の整備事業に対する補助金の確保及び今後の整備促進に向けた低コストで整備可能となる技術開発の促進や、多額の負担が見込まれる既設線の改修・更新費用に対する補助制度の拡充、また、高金利企業債の借換制度の拡充などについて要望します。

#### 必要な設備投資 (～平成30年度)

- 烏丸線への可動式ホーム柵の整備（全15駅）
  - 烏丸線3駅への設置（平成25～27年度） 所要経費約10億円
- 開業30年を経過し、既設線の改修・更新事業が本格化
  - 経営健全化計画期間中（平成22～30年度）の所要経費約400億円

### 1 3 「大学のまち京都・学生のまち京都」の推進のための留学生受入環境の整備

(総務省・文部科学省)

今日、国内における少子化への対応や国際的な大学間競争に直面している各大学においては、魅力ある学びの環境の充実を図るとともに、海外留学の促進や海外からの研究者及び優秀な留学生の受入拡大を図るなど、大学の国際化を急いでいます。

京都市におきましても、平成20年度に当時約4,500人であった留学生を平成29年度までに1万人へと倍増する計画を策定し、優秀な留学生の受入拡大に向けて、各大学の取組と連携し、海外における「京都の大学紹介セミナー」の開催や住居をはじめとする受入環境づくりに取り組んできました。

今後、留学生の更なる増加を図るため、海外における「京都の大学紹介セミナー」の拡大や受入環境の整備を一層促進していく必要があり、市内の空き家の活用も含めて、民間事業者が行う留学生宿舍整備に対する財政支援制度の創設など、効率的に宿舍整備を進めるための仕組みづくりなどが求められています。

一方、国におかれましては、留学生の受入拡大を図るため、大学が自治体やNPO、ボランティア団体等と連携し、地域一丸となって留学生支援を行う仕組みを支援する留学生交流拠点整備事業を昨年度から実施されております。

また、留学生の受入体制の整備など、日本を代表する国際化拠点の形成に向けた取組の一環である国際化拠点整備事業（グローバル30）につきましては、平成25年度で終了しますが、国際的に活躍できる人材の養成という目的を達成するためには、引き続き、優秀な外国人留学生の獲得につながるような戦略的取組の促進が必要と考えます。

つきましては、留学生の受入環境を整備し、世界に誇る「大学のまち」「学生のまち」を実現するために、次のとおり求めます。

#### 提案・要望事項

- 1 留学生受入環境の整備 京都市・京都府共同提案
  - (1) 優れた民間の取組を後押しすることによって効率的に宿舍整備を進めるための財政支援制度の創設
  - (2) 留学生交流拠点整備事業のモデル地域への指定
- 2 優秀な外国人留学生の確保に向けた取組への支援 京都市・京都府共同提案
  - (1) 国際化拠点整備事業の終了後も、引き続き、優秀な外国人留学生の獲得に戦略的に取り組むための新たな支援制度の創設
  - (2) 海外における大学紹介セミナー実施を促進するための財政支援制度の創設

所管の省庁課：総務省（自治行政局地域政策課）

文部科学省（高等教育局高等教育企画課，学生・留学生課）

京都市の担当課：総合企画局 市民協働政策推進室 大学政策課長 竹内俊雄 TEL 075-222-3103

総合企画局 国際化推進室 交流推進担当課長 菅沼 信 TEL 075-222-3072

## 留学生受入環境の整備

### 【京都市の取組】

- 京都市向島学生センター（平成2年開設，234戸）  
外国人留学生・研究者等の居住施設として利便を図ること等を目的に設置
- 市営住宅を留学生の居住施設として活用（平成20年度から実施）
- 京都市国際交流協会と連携して「就職ガイダンス&ジョブフェア」を実施（平成19年度から実施）
- その他にも，市内14文化施設等の入場を無料とする「留学生おこしやすPASS」の発行や，「京都留学生情報サイト」の開設など，留学生の受入環境整備に取り組んできた。

京都市内の留学生数は，平成14年から10年間で約2倍に増加！  
H14.5 3,553人 → H24.5 6,445人

**留学生数の更なる増加のためには，留学生宿舍整備や就職支援など更なる受入環境の整備が必要！**

### 【課題】

留学生のニーズ

- ・ 渡日前から安心できる住居を安価で確保したい。
- ・ 日本での留学後，日本の企業に就職したい。

大学の実情

- ・ 留学生誘致には宿舍が必要だが，大学独自の宿舍整備や民間住宅の借り上げにも限界が…
- ・ 大学独自の就職フェアに加え，他大学との共同実施も効果的

- 空き家の活用も含め，民間事業者が行う留学生宿舍整備に対する財政支援制度の創設を！
- 留学生の就職支援を充実させるため，留学生交流拠点整備事業のモデル地域への指定を！

## 優秀な外国人留学生の確保に向けた取組

### 【国際化拠点整備事業（グローバル30）】（平成21～25年度の5箇年事業）

- ・ 京都では，京都大学，同志社大学，立命館大学が対象大学として選定
- ・ 各大学において，留学生受入環境の整備や留学生に対する教育内容の充実に向けた取組が行われ，京都における留学生の増加の大きな原動力となった。

### 【海外における「京都の大学紹介セミナー」】（平成22年度から実施）

- ・ 参加者数 22年度：上海（約400人），23年度：上海（約940人/2日）  
24年度：大連（約350人）

- 国際化拠点整備事業の終了後も，引き続き，優秀な外国人留学生の獲得に戦略的に取り組むための新たな支援制度の創設を！
- 海外における大学紹介セミナー実施を促進するための財政支援制度の創設を！

## 1 4 無電柱化の更なる推進など歴史まちづくり法に基づく歴史的な町並みの保全・再生

(国土交通省)

京都には、京町家や酒蔵、歌舞練場といった歴史的な建造物が数多く分布しており、本市は、これまでから歴史的な建造物の修理・修景や電線類の地中化等を進め、歴史的な町並みの保全・再生への取組を推進してきました。

国におかれましては、景観法や歴史まちづくり法を制定されるなど国家施策として景観・歴史まちづくりの取組を推進されており、本市も平成21年度に歴史まちづくり法に基づく京都市歴史的風致維持向上計画の認定をいただき、国の支援事業を活用し、歴史的な建造物や町並みに調和した道路修景の保全・整備に努めてきたところです。

京都市内には約48,000軒もの京町家等が存在し、うち約600軒は景観重要建造物や歴史的風致形成建造物の指定候補になるものです。また、現在、岡崎地域において京都会館の整備を行っておりますが、今後は、京都市美術館の再整備も控えており、本市の歴史的なまちなみ景観を保全・継承していくためには、これまで以上に多額の予算が必要となります。

さらに、無電柱化の取組についても、本市や電線管理者にとって多額の費用負担が必要となることから、その進捗を図るためには、国による支援が不可欠です。

つきましては、世界に誇れる美しく風格ある国づくりを推進し、危機的な状況にある日本の景観を国策として守る取組を加速させるため、次のとおり求めます。

### 提案・要望事項

- 1 歴史まちづくりへの支援に特化した新たな補助制度の創設及び抜本的な財源の拡充
- 2 歴史的な町並み景観を保全するための無電柱化事業の推進
  - (1) 補助率の引上げなど景観に配慮すべき地区における無電柱化推進のための補助制度の拡充
  - (2) 工事完了後の速やかな電柱撤去を促進するための補助制度の創設
  - (3) コンパクトな地上機器の開発等に対する補助制度の創設
  - (4) 国直轄事業における無電柱化事業の推進
- 3 京都会館再整備事業に対する財政支援の拡充

所管の省庁課：国土交通省（都市局公園緑地・景観課景観・歴史文化環境整備室、道路局路政課、国道・防災課、環境安全課、市街地整備課）

京都市の担当課：都市計画局 都市景観部 景観政策課長 山本一博 TEL 075-222-3397  
建設局 建設企画部 建設企画課長 福田敏男 TEL 075-222-3551  
建設局 道路建設部 道路環境整備課長 石塚 憲 TEL 075-222-3570  
文化市民局 文化芸術都市推進室 文化芸術企画課長 城本聡美 TEL 075-366-0033

## 歴史まちづくりを推進するための補助制度の創設

### 景観重要建造物及び歴史的風致形成建造物の指定件数

年度	平成 17 年度	平成 24 年度
件数	3 軒	77 軒

※平成 17 年度に景観重要建造物の指定開始



○約 600 軒の京町家など、市内には指定候補が多数存在！

○助成対象となる建造物は今後も増加の見込み

歴史的価値の高い建造物の例  
(歴史的風致形成建造物)



上七軒歌舞練場

「国家戦略としての京都創生」推進の成果として、平成 20 年 11 月に歴史まちづくり法（歴まち法）が制定

⇒ 京都市では、歴まち法に基づく計画の認定（平成 21 年度）を受け、京町家など市が指定した歴史的価値の高い建造物等の修理・修景に対し、国補助金を活用した助成を実施（歴史的町並み再生事業）

#### ◀歴史的建造物への助成▶

○ 国の平成 22 年度行政事業レビュー（いわゆる、事業仕分け）により、歴まち法の財政支援措置（景観・歴史的環境形成総合支援事業）が廃止、平成 23 年度から「社会資本整備総合交付金」へ吸収

⇒ これまで 77 軒の建造物を指定しているが、市内には、まだ、約 600 軒の京町家をはじめとした歴史的価値の高い建造物等の指定候補が多数存在し、事業の迅速な実施が喫緊の課題！  
しかし、平成 24 年度の本市への国庫補助金は約 2 千万円と極めて少額であり、十分な事業展開をするための財源が確保できず、京都が誇る貴重な歴史的建造物が朽ちていく危機に直面

#### ◀岡崎地域における取組▶

○ 岡崎地域では、整備中の京都会館に加え、今後は京都市美術館の再整備も控えているなど、歴史的な町並み景観の保全・継承のためには、これまで以上に多額の予算が必要



歴史的な町並みの維持・向上のため、現行制度に代えて、歴史まちづくりへの支援に特化した新たな補助制度の創設及び抜本的な財源の拡充を求める

## 伝統と趣のある景観を阻害する電線・電柱の地中化

### 京都市内における無電柱化の進捗状況

(単位: km)

管理者	京都市			国土交通省（直轄国道）			計	整備率
	幹線系	景観系	小計	幹線系	景観系	小計		
道路	無電柱化済	33.3	8.3	41.6	20.2	0.0	20.2	1.72%
	総延長			3,547			50	
管路	無電柱化済	51.0	9.4	60.4	40.4	0.0	40.4	2.35%
	総延長			4,193			100.0	

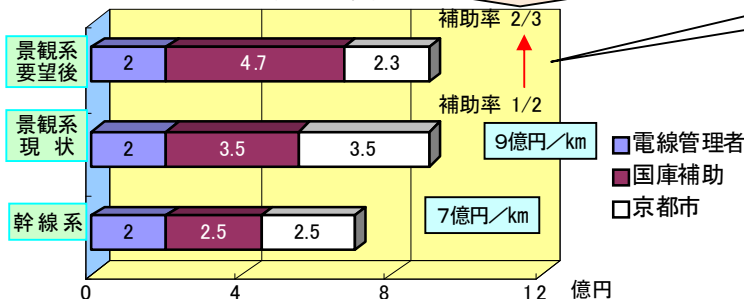
※管路延長

幅員の広い道路においては道路の両側に電線を通す共同溝を埋設するため、実際に地中に埋設する管の延長を表す。

- 無電柱化を進めるうえでは、多額の費用負担が課題であり、市内における整備率は極めて低い。
- 特に景観系路線は幹線系路線に比べて整備費用が高額（景観系：9 億円/km，幹線系：7 億円/km）

景観系路線の補助率（現行 1/2）が 2/3 になれば、市負担額は幹線系と同程度となり、景観系の無電柱化が促進

#### 1 km の無電柱化整備を行う場合の経費負担割合



更に無電柱化を促進するためには、

- ・工事完了後の速やかな電柱撤去促進のための補助制度の創設
- ・コンパクトな地上機器開発への補助制度の創設 などが必要！



## 15 京都らしい町並み景観の保全・再生に向けた屋内広告物に係る法規制の整備，京町家や細街路に係る制度創設 (国土交通省)

京都市は、永い歳月の中で、豊かな自然，世界遺産を含む数多くの歴史的資産や風情ある町並みが融合し，地域ごとに特色のある多様な景観が創り出されてきました。

ところが，近年，京都の優れた景観を阻害する違反屋外広告物の是正指導に取り組む中，屋外広告物法で規定されていない，屋内から屋外の公衆に表示された広告物が増加傾向にあり，今後は許可制度の導入などの規制のあり方の検討が必要です。

また，京都の景観の基盤を構成する京町家等の伝統的建造物については，平成25年度の税制改正大綱における相続税の基礎控除引下げを含めた措置に伴い課税対象者が拡大し，納税のために売却されるなど京町家等の消失に拍車がかかる恐れがあります。さらに，建築基準法施行前に建築された京町家等の増築等の際には，現行法に適合することが求められ，伝統的な意匠を保つことが困難です。また，京都の風情ある細街路については，画一的な規定のため，状況や特性に応じた規制・誘導が困難となり，歴史的な町並み景観を保全するうえで課題があります。

こうした中で，本市では木造建築物の保存及び活用に関する条例の制定や，細街路対策の指針を策定するなど，町並み景観の保全・再生に向けた取組を推進しています。

これらの取組を着実に推進し，京都が誇る風情豊かな歴史的な町並みを保全するため，国の新たな支援が必要であると考えており，次のとおり求めます。

### 提案・要望事項

- 1 屋内から屋外の公衆に向けた表示を規制するための，屋外広告物法の法改正及び，ガイドラインの策定
- 2 適切な管理を条件とした京町家等に対する相続税の納税猶予等の税制上の支援措置
- 3 伝統的建築物について，安全性確保及び保全・再生を可能とする制度等の整備
- 4 密集市街地等の沿道建築物について，地域の特性や実態に応じて規制・誘導ができる制度の創設

所管の省庁課：国土交通省（都市局公園緑地・景観課景観・歴史文化環境整備室，住宅局建築指導課，市街地建築課）

京都市の担当課：都市計画局 屋外広告物適正化推進室 広告物企画課長 志渡澤祥宏 TEL 075-708-7690  
都市計画局 都市景観部 景観政策課長 山本一博 TEL 075-222-3397  
都市計画局 建築指導部 建築指導課長 溝上省二 TEL 075-222-3620



## 屋内広告物に係る法規制の整備

- 京都市では、屋上屋外広告物の全面禁止をはじめ、地域の特性に応じた「大きさ」、「色」、「表示できる高さ」など、全国でも類を見ないきめ細かな基準を設定し屋外広告物に関する規制を実施

市内の屋外広告物は約 40,000 箇所  
うち約 28,000 箇所が条例の基準に違反



平成 26 年 8 月の違反ゼロ状態に向け強  
力に指導



- 一方で、屋外広告物への規制強化に伴い、屋内広告物の掲示により同様の効果を得ようとする傾向が見られるため、新たな規制が必要

屋内広告物については、屋外広告物法による規制  
根拠はなく、現在、条例による独自の規制（届出制）  
にとどまっている

屋内広告物についても、景観に与える  
影響は屋外広告物と同等

**屋内広告物に対しても、屋外広告物同様にきめ細かな  
基準による規制や、行政代執行を背景とした指導  
ができるよう、法律による規制根拠が必要！**

条例に基づく届出済の屋内広告物



屋内広告物を規制するため、屋外広告物法の改正及びガイドラインの策定が必要！

## 伝統的建築物の安全性確保及び保全・再生を可能とする制度等の整備

- 細街路や京町家は京都の歴史的な景観の重要な要素
- 京都市では、条例により、京町家等の伝統的な木造建築物の安全性を確保しながら保存・活用するための仕組みを整備  
現在、条例の対象に鉄筋コンクリート造やレンガ造の近代建築物を加えるための条例改正を予定
- 本市が進める伝統的な建築物の保全・再生に向けた取組を一層進めていくためには、国の新たな支援が必要
- また、京町家を保全していく上では、維持修繕費や相続税の負担が大きな課題

全国初の  
取組！



※保存建築物  
(龍谷大学深草町家キャンパス)

- >京町家を保全・再生していくためには、
  - ・建築基準法上の既存不適格建築物であっても、防火設備の設置等により**安全性の確保ができている場合には増築等を可能とする制度**の創設
  - ・適切な管理を条件とした京町家等に対する**相続税の納税猶予** などが必要！
- >京都の風情ある細街路を守るためには、
  - ・自治体が細街路の状況や特性に応じて規制・誘導ができる**制度の創設**が必要！

## 16 橋りょうの耐震化や老朽化対策，幹線道路整備や生活道路の安全対策の推進など防災・減災対策の推進

(国土交通省)

京都市では，東日本大震災以降，地震や台風及び局地的集中豪雨などの自然災害に備えるため，橋りょうの耐震補強をはじめとした防災・減災対策に予算を重点化し取り組んでいます。

東日本大震災後には，直ちに橋りょう点検を実施のうえ「いのちを守る橋りょう健全化プログラム」を策定し，優先的に対策が必要な 51 橋について，第 1 期プログラム（平成 24 年度から平成 28 年度）として約 150 億円の予算を確保し，耐震補強や老朽化修繕に取り組んでいます。

また，山間部と市街地とを結ぶ地域住民の生命線である道路の落石防止などの斜面防災対策や，災害時に緊急の輸送道路となる幹線道路等の整備についても，重点的に取組を進める必要があります。なかでも，「京都広河原美山線 二ノ瀬バイパス（トンネル工事）」や「阪急京都線連続立体交差化事業」，市南部地域の道路交通の円滑化を図る「鴨川東岸線」は，集中的に投資を行い，早期に完成させる必要がありますが，国から配分のあった平成 25 年度の交付金額は本市の所要額を満たしておらず，計画どおりに整備を進めるためには，財源の確保が喫緊の課題です。

さらに，平成 24 年 4 月に亀岡市等で発生した事故を踏まえ，京都市では通学路の安全対策を実施したところですが，市内に狭隘な道路が多い中，生活道路全般について安全対策や舗装修繕等の老朽化対策を講じるためには多額の事業費が必要となっています。

つきましては，市民が安心できるまちづくりを推進するため，次のとおり求めます。

### 提案・要望事項

- 1 橋りょうの耐震化や老朽化対策，道路防災対策に必要な財源の拡充
- 2 集中的に投資を必要とする幹線道路整備に必要な財源の拡充
- 3 生活道路の交通安全対策及び舗装修繕のための財源の拡充

所管の省庁課：国土交通省（道路局国道・防災課，環境安全課，都市局街路交通施設課，街路交通施設課整備室）

京都市の担当課：建設局 建設企画部 建設企画課長 福田敏男 TEL 075-222-3551

建設局 土木管理部 調整管理課長 谷口一朗 TEL 075-222-3568

建設局 道路建設部 道路建設課長 石原敏彦 TEL 075-222-3577

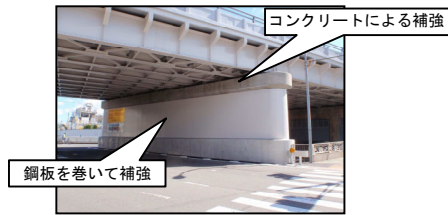
建設局 道路建設部 道路環境整備課長 石塚 憲 TEL 075-222-3570

建設局 事業推進室 立体交差化・広域幹線道路担当課長 森 知史 TEL 075-213-3659

## 現状・課題

### ●早急な橋りょうの耐震化，老朽化対策と道路の防災対策による住民の生命線の確保

- 平成 23 年 12 月に、「いのちを守る橋りょう健全化プログラム」を策定  
⇒対策が必要な橋りょう 296 橋のうち，平成 28 年度までに 51 橋の対策完了を目指す。
- 災害時において，人員・物資の搬送に必要なルート確保のため，道路防災の対策が必要な 527 箇所のうち，399 箇所の対策を実施予定  
(老朽化が進行する橋りょう) (橋りょうの耐震化 実施例) (道路防災 実施例)



- 第 1 期プログラムの確実な遂行には，**残る 3 年間(平成 26 年度～平成 28 年度)で，約 120 億円**の財源の確保が必要！
- 第 1 期プログラム終了後も，引き続き取り組んで行く必要があります，対策が必要にも関わらず，やむを得ず先送りしている橋りょうも含めると，**今後 20 年間で約 600 億円**もの膨大な予算が必要！
- 緊急輸送道路に面する斜面の**防災対策をスピードアップ**するために，その対策経費として**約 200 億円以上**の財源の確保が必要！

### ●幹線道路整備の促進

地域住民の安全性向上，渋滞緩和，社会経済活動の活性化はもとより，緊急輸送道路ネットワークの飛躍的な向上に資する路線について，事業効果の早期発現を目指し，重点的に進捗を図る。

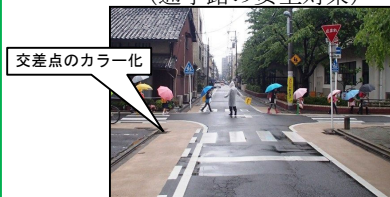
	完成予定時期	総事業費	うち 26 年度以降分
京都広河原美山線二ノ瀬バイパス	平成 26 年度	45 億円	16 億円
阪急京都線連続立体交差化事業	平成 28 年度	206 億円	56 億円
鴨川東岸線 (第 2 工区)	平成 26 年度	93 億円	21 億円

25 年度の交付金の額は所要額を満たしておらず，計画どおりに整備を進めるためには財源確保が喫緊の課題！

### ●生活道路の安全確保と修繕

平成 24 年度に通学路の緊急総点検を実施し，路側部や交差点部のカラー化など，小学校を中心としたゾーン対策を実施

(通学路の安全対策)



H24 通学路安全対策  
市内すべての小学校を対象  
170 校  
事業費  
**約 8 億円**

(老朽化が進む生活道路)



- 生活道路全般の安全対策や舗裝修繕等の老朽化対策を実施するためには，**500 億円以上もの多額の事業費が必要！**

## 提案・要望事項

- 橋りょうの耐震化や老朽化対策，道路防災対策に必要な財源の拡充**
  - 橋りょうの耐震化，老朽化対策 (対策が必要な橋りょう数 296 橋)
  - 落石防止等の道路斜面对策 (道路防災未対策箇所 399 箇所)
- 幹線道路整備に必要な財原の確保**
  - 幹線道路整備の円滑な推進 (阪急連続立体交差，二ノ瀬バイパス，鴨川東岸線)
- 生活道路の交通安全対策及び舗裝修繕のための財源の拡充**
  - 生活道路の安全確保と修繕

## 1 7 局地的な集中豪雨等に備えた河川及び雨水幹線整備の推進

(国土交通省)

近年、局地的な集中豪雨による都市型水害が多発していることから、治水安全度の向上のための河川改修や雨水幹線等の浸水対策施設の整備と、その良好な維持管理が必要不可欠となっています。

京都市では、浸水対策の大きな柱として河川改修と雨水幹線整備に取り組んでいます。河川事業においては、平成24年3月に、「京都市河川整備方針」を策定し、市民生活の安心・安全の根幹となる治水を前提とした京都らしい川づくり、水辺づくりを進めるとともに、治水対策で重要な役割を果たしている排水機場については、老朽化が進んでいることから、長寿命化計画の策定に着手するなど、計画的かつ効果的な維持管理に取り組んでいます。また、下水道事業においては、過去に浸水が発生した箇所や、集中豪雨時に大きな被害が予想される京都駅など地下街周辺地区を中心に、10年確率降雨対応の雨水幹線の整備を進めており、雨水貯留・浸透施設の普及などと合わせ、総合的に浸水対策を実施しています。

しかしながら、河川の改修や雨水幹線の整備等には多額の事業費が必要となります。現在国庫補助金の対象である都市基盤河川の改修だけでも、今後約800億円もの事業費が必要となります。普通河川、雨水幹線等の整備や維持修繕に要する費用も加えると、更に膨大な事業費が継続的に必要となることから、予算確保が喫緊の課題となっています。

つきましては、市民の生命・財産・暮らしを守るための浸水対策として必要な事業を早急に実現させるため、次のとおり求めます。

### 提案・要望事項

- 1 普通河川の改修を対象とした国庫補助制度の創設や準用河川改修事業の補助要件の緩和など河川改修への財政支援の拡充
- 2 河川・水路及び排水機場の維持修繕に必要な国庫補助制度の創設
- 3 下水道の雨水幹線等の浸水対策施設整備に対する国庫補助金の増額

所管の省庁課：国土交通省（水管理・国土保全局河川計画課，下水道部下水道事業課）

京都市の担当課：建設局 土木管理部調整管理課 防災・設備管理担当課長 田中伸弥 TEL 075-222-3568  
建設局 水と緑環境部河川整備課長 藤原倫也 TEL 075-222-3591  
上下水道局 下水道部計画課長 石田秀一 TEL 075-672-7841



## 現状・課題

### ◎局地的集中豪雨による浸水対策のため、河川改修、雨水幹線等の整備が必要

増水時の普通河川



整備中の雨水幹線



- 普通河川の改修事業には多額の費用が必要 ⇒しかし、**国庫補助の対象外**
- 準用河川の改修事業については補助要件が限定的 

・4億円未満の事業は対象外
・雨水貯留施設の設置は対象外
- 近年の局地的集中豪雨を踏まえると今後は、**河川改修や雨水幹線等の浸水対策施設の整備のスピードアップを図ることが喫緊の課題**

- ・都市基盤河川の改修だけでも、今後800億円もの事業費が必要！
- ・その他河川等も含めると更に膨大な事業費が必要！

### ◎市民のくらしを守るため、適切な維持管理のもと、浸水被害を未然に防ぐ

老朽化が進む排水機場



傷んだ護岸の補修 (京都市西京区の天井川)



経年によるクラックが発生している

- 近年多発する局地的集中豪雨に備え、京都市が管理する340河川全てを対象とした対策（老朽化した護岸の部分的な補修や浚渫など）を行うため、**継続的な予算を確保することが喫緊の課題**
- 京都市が管理する34箇所の排水機場では、老朽化が進んでいることから、排水機場の耐震化と維持修繕に対する多額の予算を確保することが必要
- 国の補助制度は1級・2級河川に係る排水機場のみが対象**であり、本市が管理する多くの排水機場の維持修繕に係る経費は国の補助対象外

## 提案・要望事項

多発する局地的集中豪雨等による自然災害を踏まえ、浸水対策を実施し、市民の生命・財産・暮らしを守るため、早急な河川改修、浸水対策施設の整備及び良好な維持管理に必要な財源の拡充が必要！

- 1 普通河川の改修を対象とした国庫補助制度の創設や準用河川改修事業の補助要件の緩和など河川改修への財政支援の拡充
- 2 河川・水路及び排水機場の維持修繕に必要な国庫補助制度の創設
- 3 下水道の雨水幹線等の浸水対策施設整備に対する国庫補助金の増額

## 18 老朽化した上下水道施設の更新や耐震化の推進

(総務省・厚生労働省・国土交通省)

京都市の上下水道事業は、長期的な水需要の減少により、非常に厳しい経営環境にある一方で、高度経済成長期に整備した大量の施設が順次耐用年数を迎え、大規模更新の時期が到来しています。また、阪神淡路大震災、東日本大震災の発生を契機に、上下水道の機能喪失が社会に与える影響の大きさが再認識され、地震等の災害に強い上下水道の構築が急務となっています。

こうした中、市民生活や事業活動を支えるライフラインとしての機能を安定的に維持し、災害発生時においても機能不全に陥らないよう、老朽化した施設の改築更新とともに、浄水施設、下水処理施設及び管路等の上下水道施設の耐震性の向上を計画的に進めています。

しかしながら、水道、下水道ともに、改築更新や耐震化の推進などには多額の経費を要し、財源の確保が大きな課題となっています。特に、水道事業においては、本市が実施する地震対策上必要となる事業は、国庫補助の採択基準に合致しないため、補助の対象外となっています。また、下水道事業においては、管きよの緊急的な老朽化対策として平成24年度に国庫補助が拡充されたものの、平成25年度までの時限的な措置とされております。

つきましては、今後も施設の機能を維持・向上させていくための財政支援制度の拡充や継続について、次のとおり求めます。

### 提案・要望事項

- 1 上下水道施設の老朽化対策及び耐震性向上に対する国の財政支援制度における採択基準の拡充と国費率の引上げ
- 2 高金利建設企業債の借換制度の拡充（5%以上から3%以上への条件緩和）

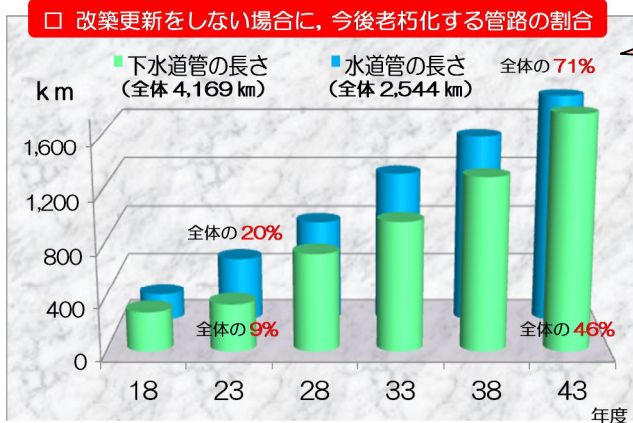
所管の省庁課：総務省（自治財政局公営企業課，地方債課），厚生労働省（健康局水道課）  
国土交通省（水管理・国土保全局下水道部下水道事業課）

京都市の担当課：上下水道局 総務部 経理課長 糸藤直之 TEL 075-672-7721  
上下水道局 水道部 管理課担当課長 小田原興 TEL 075-672-7743  
上下水道局 下水道部 計画課長 石田秀一 TEL 075-672-7841



# 現状

## ○老朽化施設の増大による大規模更新の時期が到来



耐用年数<sup>※</sup>を超過した管路が、約20年後には、水道で全体の約7割に、下水道では全体の約5割に！！  
 ※ 水道管：40年，下水道管：50年

施設の老朽化により…

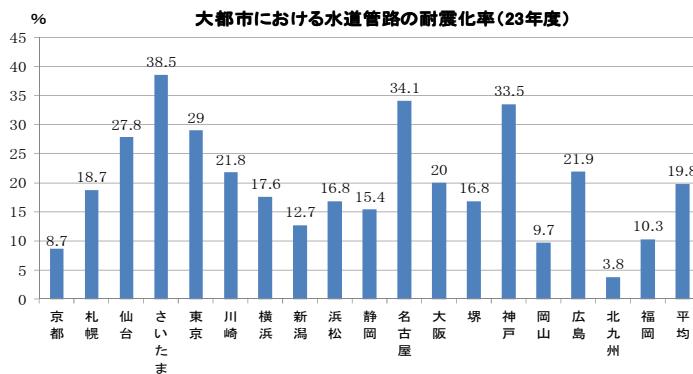


【水道管が破損し吹き出した様子】

老朽化した施設の計画的な改築更新が必要

老朽水道管の更新には  
1,400億円以上が必要

## ○東日本大震災を契機に、上下水道の機能喪失が社会に与える影響の大きさを再認識



本市の水道管路耐震化率は低い方から2番目  
⇒水道管耐震化のスピードアップが必要



【水道耐震管の布設の様子】

地震等の災害に強い上下水道の構築が急務

# 課題

水道、下水道ともに、改築更新や耐震化の推進などに多額の経費を要する。特に、

- 水道事業：地震対策上必要な事業は国庫補助の採択基準に合致しないため、補助対象外。
- 下水道事業：老朽化した管きよの改築更新への国庫補助は、24年度から対象の拡充（小口径かつ布設後50年を経過したものも対象に追加）が行われているが、25年度で終了予定

# 提案・要望

- 1 上下水道施設の老朽化対策及び耐震性向上に対する国の財政支援制度における採択基準の拡充（水道事業：基準の大幅な緩和，下水道事業：補助対象拡充の継続）と国費率の引上げ
- 2 高金利建設企業債の借換制度の拡充（5%以上から3%以上への条件緩和）

## 19 大規模災害に備えた帰宅困難者対策や原子力発電所の新規制基準の早期策定など総合的な防災対策の推進

(内閣府・総務省・消防庁・原子力規制委員会・原子力規制庁)

京都市におきましては、東日本大震災で明らかになった課題を踏まえて、本市防災対策の総点検を実施し、今後取り組むべき130項目の事業をとりまとめました。その中でも、小・中学校体育館の防災機能強化等に向けた全面改修をはじめ、各地域の実情に応じた「避難所運営マニュアル」の作成や、観光地、ターミナル、事業所を対象とした帰宅困難者に関する計画の策定、平常時からのモニタリング体制の構築をはじめとする原子力災害対策の推進などについては、スピード感を持って取組を進めているところです。

国におかれましては、東日本大震災の発生後、緊急防災・減災事業を時限的に創設されましたが、避難所の機能強化や帰宅困難者対策をはじめ、全国の自治体が地域の状況に即した総合的な防災対策を力強く進められるよう、より長期間、幅広くソフト対策にも活用できるような支援制度として拡充されるよう要望します。

さらに、原子力災害対策の充実強化に向け、情報伝達手段やモニタリング体制の拡充、防護資機材の整備など多額の経費を要するため、原子力発電所の立地自治体だけでなく周辺自治体に対する十分な財政的支援を要望します。

また、現在、原発に関する新たな規制基準の策定に向けた取組が進められておりますが、策定後には、現在稼働中の大飯原発を含む全ての原発について、早急に新基準に基づく再審査を実施し、安全確保に万全を期していただきますよう求めます。

### 提案・要望事項

- 1 帰宅困難者対策も含めた災害備蓄物資の充実、保管場所の整備など、防災対策を一層強力かつ計画的に推進するため、長期間、幅広く活用できる支援制度を拡充すること。
- 2 原子力災害対策の充実強化に向け、原子力発電所の周辺自治体に対する十分な財政的支援を講じること。
- 3 原子力発電所の新規制基準の早期策定と早急な再審査を実施し、適合しないと判断された場合には、再稼働させないこと。

所管の省庁課：内閣府政策統括官（防災担当）、総務省（自治財政局財政課、交付税課、地方債課）  
消防庁（防災課、国民保護室、防災情報室）、原子力規制委員会、原子力規制庁  
京都市の担当課：行財政局 防災危機管理室 危機管理課長 吉田不二男 TEL 075-212-6793  
行財政局 防災危機管理室 防災課長 町田善軌 TEL 075-212-6791  
行財政局 防災危機管理室 原子力災害対策課長 野々口哲二 TEL 075-212-6794

東日本大震災で明らかになった課題を踏まえた防災対策の総点検を実施

京都市の取組

大規模災害発生時には、京都市内で最大 37 万人の  
帰宅困難者が発生（うち 13 万人は観光客）！

① 観光客等帰宅困難者対策

観光地（清水・祇園，嵯峨・嵐山），ターミナル（京都駅周辺），大学，事業所ごとの帰宅困難者に関する計画の策定，避難誘導標識の設置や無料無線 LAN を活用した災害時の情報提供など情報伝達・避難誘導體制の充実

<観光地対策>

観光客への情報伝達や避難誘導の基本的な考え方などをまとめた取組指針を策定（平成 25 年 3 月）

<ターミナル対策>

京都駅周辺を対象に，退避経路や退避施設の確保等について定めた都市再生安全確保計画を策定  
（平成 25 年 12 月策定予定）

<事業所対策>

事業所を 4 業態※に分類し，業態ごとの指針を策定  
（平成 25 年 11 月策定予定）  
※ホテル等宿泊施設，大型集客施設，工場等施設，大学等施設

② 災害用備蓄対策

帰宅困難者・職員用も含めた災害用備蓄物資の内容・数量の充実，輸送手段の確保も含めた民間企業等との協定の推進

③ 避難所対策

ア 環境整備

非常用電源（太陽光発電システム，蓄電池等），建物外側断熱材などの整備の推進

イ 運営機能の強化

全避難所における地域の実情に応じた避難所運営マニュアルを作成するための標準マニュアルの作成（平成 24 年 10 月），避難者情報を管理共有するためのシステムの整備，全避難所への運営資器材（発電機，間仕切り等）の配置の推進

④ 原子力災害対策

地域防災計画（原子力災害対策編）の策定，モニタリング体制（平常時・緊急時）の構築，スクリーニング体制（測定機器，測定要員の防護服等）の整備，UPZ 以遠も含めた安定ヨウ素剤の備蓄

防災対策に係る国補助制度の課題

- ハード整備に係る補助制度については，通常の河川や橋りょう整備に係る補助制度に加え，東日本大震災後に創設された**緊急防災・減災事業**があるが，**来年度以降の継続実施が未定であるため，計画的に活用することが困難**

緊急防災・減災事業

※地方債充当率は 100%

交付税算入分：元利償還の 70%

- 災害備蓄物資の充実などの**ソフト対策に活用できる国庫補助制度がない**

災害備蓄物資の充実，保管場所の整備など，防災対策を一層強力かつ計画的に推進するため，長期間，幅広く活用できる支援制度の拡充が必要！

## 20 生活保護制度における実効性のある就労支援による自立支援の強化や不正受給を許さない適正化対策の推進 (厚生労働省)

現在の生活保護制度は、昭和25年の制度創設以来、これまで抜本的な改革が行われておらず、今日の社会経済情勢の変化に対応できず、制度疲労を起こしています。

生活保護制度は、ナショナルミニマムとして国の責任において実施すべきであり、本来その経費は全額国庫負担とすべきですが、現状では、その4分の1を地方自治体が負担しています。

京都市においては、これまでから全国でもトップクラスとなる実施体制を確保する中で、懇切丁寧な対応、徹底した実態把握等の取組を進めてきた結果、保護世帯の増加率が他都市の中でも低い状況にあるものの、平成20年秋以降の急激な景気後退により、生活保護世帯は急増しており、生活保護に要する負担の増加が財政全体を圧迫し、行政運営に支障を来たしかねない状況が続いています。

現在、国におかれましては、就労による自立の促進、不正受給対策の強化、医療扶助の適正化等を行うための生活保護制度改革として、本市がこれまでから求めてきた「就労へのインセンティブが働く制度設計」や「実施機関の調査権限の強化」などの実現に向けた検討が進められております。

しかし、失業等が生活保護に直結している状況の解消や、年金制度との不整合等の制度矛盾の解決を図っていくためには、社会保障全般も含めた制度の抜本的な改革が必要不可欠です。

更には、最後のセーフティネットとして市民から信頼される制度であるためには、医療扶助の適正化を図るための一部自己負担の導入や、不正受給を許さない・逃げ得を許さないけじめある適正な制度運営がより一層求められています。

については、危機的な状況を解決するには、必要な財政措置と社会経済情勢に対応した制度とするための抜本的な改革が必要であることから、次のとおり求めます。

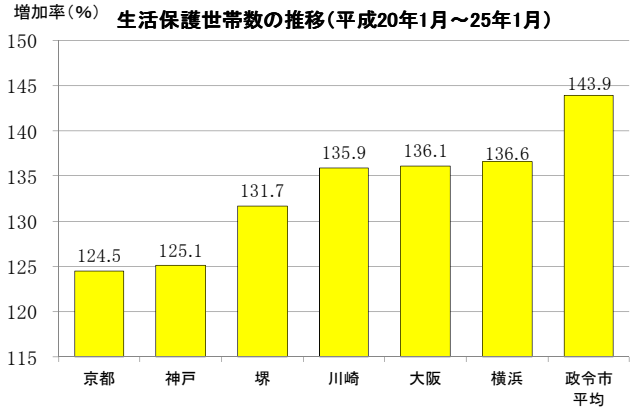
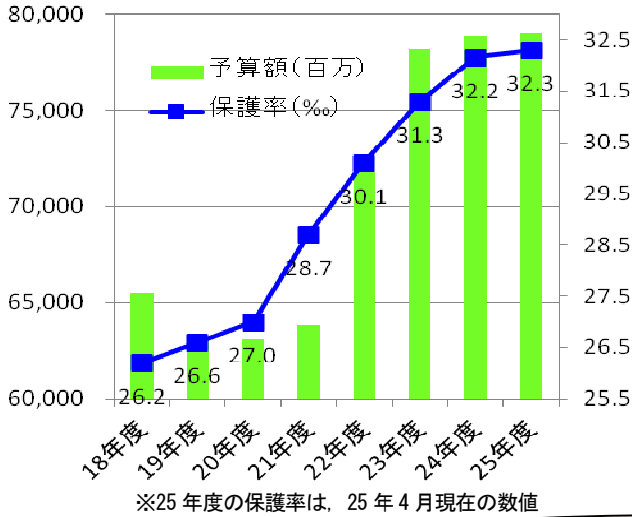
### 提案・要望事項

- 1 生活保護費の全額国庫負担による実施
- 2 就労可能な方とそれ以外の方とを分けた制度とし、就労可能な方には集中的かつ強力な就労支援の実施
- 3 医療扶助の一部自己負担の導入、返還金に係る天引きの制度化、実施機関の調査権限の強化など生活保護の適正化に向けた制度の再構築

# 本市の生活保護の運営状況

21年度以降、保護率が急増した  
 ※21→25年度で151億円（23.7%）の増

就労支援、不正受給対策、府警と連携した  
 暴力団排除対策などを積極的に行い、  
 生活保護世帯は政令市の中で最も低い伸び率に

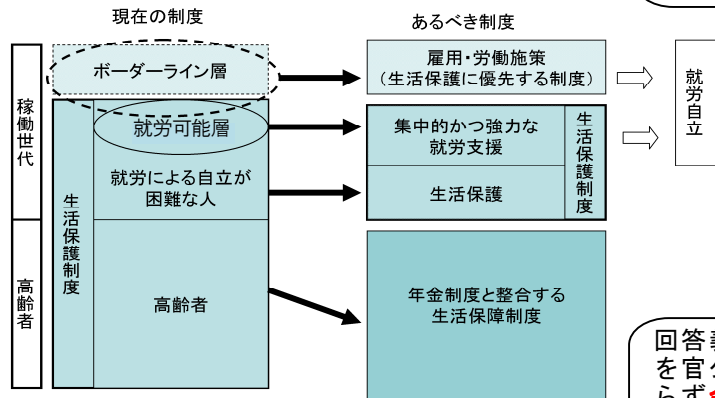


実効ある就労支援策の充実のために、24年12月から、市内の福祉事務所等3箇所にハローワークの就労支援コーナーを設置

実施箇所の拡充（全行政区での実施）を求めよう！

## 制度の抜本的な改革～「働くことができる人は働く社会」へ～

- 就労可能な方とそれ以外の方を分けた制度とし、就労可能な方には集中的かつ強力な就労支援
- 就労へのインセンティブが働く制度設計
- 第二のセーフティネットの拡充
- etc.



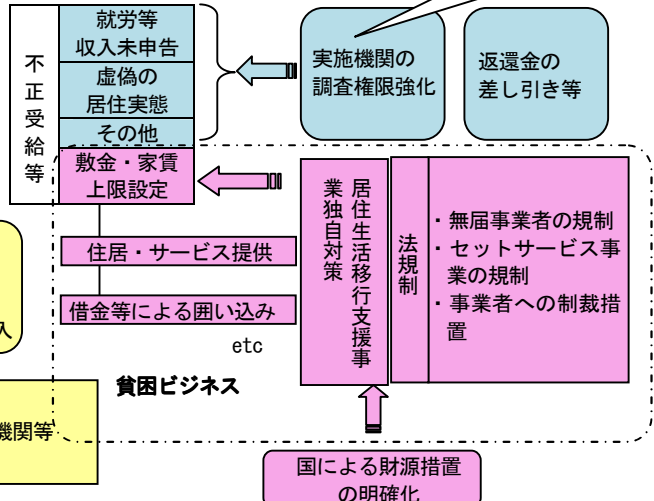
回答義務の創設を官公署のみならず**金融機関や就労先まで拡大**を！

## 生活保護の適正化～市民から信頼される「不正を許さない制度へ」～

医療扶助費の割合 44.3%（23年度決算）

- 医療扶助の一部自己負担導入
- 返還金に係る天引きの制度化
- 実施機関の調査権限の強化
- 金銭給付から現物給付への転換の制度化
- etc.

- 過剰な医療行為を審査する仕組み・基準の設置
- 医療機関への罰則の強化
- 医療扶助の一部自己負担の導入



## 2 1 保育所をはじめとする児童福祉施設、障害福祉施設、老人福祉施設など民間社会福祉施設の耐震化の促進

(厚生労働省)

京都市においては、市内の保育所のうち9割が民間保育所であるなど、福祉施策の推進において民間社会福祉施設が非常に大きな役割を担っています。

民間社会福祉施設の約3割となる約380棟は、昭和56年の建築基準法改正による新耐震基準導入以前に建てられたものであるため、耐震性が不十分な施設が多く残っており、耐震化率は全国平均を下回っています。

特に民間保育所は、新耐震基準導入以前に建てられたものが約7割となる約180棟を占めるうえ、資力の弱い小規模な法人が運営しているものが多く、耐震化を検討する際には、補助制度適用の可否や事業者負担の割合がその判断に大きく影響しますが、現行制度の下では、事業者負担が大きく耐震化が進みにくい状況にあります。

京都市においては、「民間社会福祉施設耐震診断助成」を平成20年度から実施しており、平成24年度からは「耐震アドバイザー派遣事業」を開始するなど、民間社会福祉施設の耐震化の促進に努めてきました。

今後は、アドバイザーによる調査結果を踏まえ、きめ細かく相談に応じ、助言・指導を行っていくこととしています。

しかしながら、民間社会福祉施設の耐震化には想定で約140億円もの多額の経費を要することから、耐震化の促進に事業者負担の軽減が不可欠です。

この状況を解決するには、補助率の嵩上げなど、現行の補助制度を大幅に拡大し、耐震化の促進につながる制度の充実を図る必要があることから、次のとおり求めます。

### 提案・要望事項

- 1 耐震化促進に対する継続した財政措置
- 2 民間事業者負担軽減を可能とするための補助率の嵩上げ
- 3 補助対象、事業者の条件に関する補助制度の要件の緩和

所管の省庁課：厚生労働省（社会・援護局障害福祉課、福祉基盤課、雇用均等・児童家庭局保育課、老健局 高齢者支援課）

京都市の担当課：保健福祉局 保健福祉部保健福祉総務課長 北川博巳 TEL 075-222-3367

保健福祉局 障害保健福祉推進室施設福祉課長 垣岡正英 TEL 075-222-4161

保健福祉局 子育て支援部児童家庭課長 森元正純 TEL 075-251-2380

保健福祉局 子育て支援部保育課長 白澤康徳 TEL 075-251-2380

保健福祉局 長寿社会部長寿福祉課長 谷利康樹 TEL 075-251-1106



## 京都市における民間社会福祉施設耐震化の状況

(平成 25 年 3 月時点)

	棟数			耐震化率 (B/A)	(参考) 全国平均
	(A)	耐震性有 (B)	耐震性不十分		
民間保育所	259	130	129	50.2%	68.9%
その他児童福祉施設	64	42	22	65.6%	75.0%
障害福祉施設	244	170	74	69.7%	75.8%
老人福祉施設	597	531	66	88.9%	92.3%
合計	1,164	873	291	75.0%	83.9%

- 京都市は、全国平均に比べて民間社会福祉施設の耐震化が遅れている。  
特に全国平均を大きく下回る民間保育所の耐震化促進が喫緊の課題！
- 民間社会福祉施設の耐震化には、約 140 億円もの経費が必要。  
民間保育所だけでも **約 60 億円もの経費が必要！**

耐震化促進のためには、事業者の負担軽減が必要！

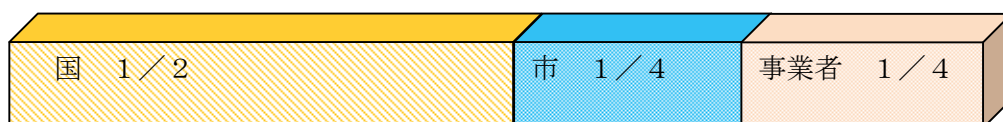
(例) 民間保育所耐震化に対する補助制度

平成 25 年度末までの  
時限措置！

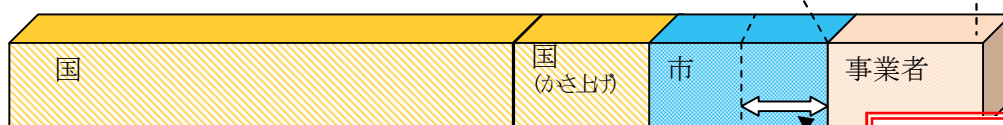
子育て支援対策臨時特例交付金 (安心こども基金)

現行の補助制度では、定員増を行った場合にのみ、国の補助率のかさ上げ (1/2⇒2/3) 措置が行われる。

定員増を行わない大規模改修を行った場合の負担割合 (現状)



定員増を行わない大規模改修を行う場合にも補助率のかさ上げを



国のかさ上げ分を活用して事業者の負担軽減が可能に！

民間社会福祉施設の負担を軽減し、耐震化の促進を図るために、

- 民間社会福祉施設の耐震化促進に対する **継続した財源措置を！**
- 民間社会福祉施設の耐震化促進に重点を置き、**補助率のかさ上げ対象を拡大し、事業者負担の軽減を可能に！**
- **補助制度における対象、事業者の要件緩和を！**

## 2 2 子ども・子育て支援新制度の円滑な実施のための必要な財政措置と待機児童解消などの子育て支援施策への支援の充実 (内閣府, 厚生労働省, 文部科学省)

国と地方が適切な役割分担の下, 着実に子育て支援に取り組み, 子どもを安心して生み育てる環境づくりを行っていくために, 子ども・子育て支援新制度の構築に向けた取組が進められております。新制度の円滑な実施のためには, 必要な財政措置を国が講じ, 住民に最も身近な地方自治体が地域の実情に応じた効果的な施策を実施することが必要不可欠であります。

現行制度の下では, 保育所運営に係る国の人員配置基準や, 児童館や学童クラブの運営費に対する国庫補助基準額が不十分であるため, 京都市では独自予算で多額の継ぎ足しを行い, 市民ニーズに応じたきめ細かな子育て支援施策を展開してきたところです。

こうした状況を踏まえて, 次のとおり求めます。

### 提案・要望事項

- 1 子ども・子育て支援新制度の円滑な実施のための必要な財政措置
  - (1) 利用者負担, 施設の整備・運営基準及び制度管理システム等について, 早急な具体化と準備経費に対する十分な財政措置
- 2 子育て支援施策について, 自治体の裁量による柔軟な施策の実施が可能となるよう, 適切かつ必要十分な財源の確保
  - (1) 保育所待機児童解消や保育環境改善のための保育所整備に対する恒久的な財政措置及びその実現までの間における「安心こども基金」の延長及び拡充
  - (2) 保育所運営において, 職員配置基準, 保育料徴収基準等を京都市独自に改善している現状を踏まえた十分な財政措置
  - (3) 幼稚園で実施している預かり保育等の更なる充実を図るための財政措置
  - (4) 地域における子育て支援の拠点としての機能が発揮できるよう, 児童館及び放課後児童クラブへの十分な財政措置
  - (5) 子どもの医療費に係る全国一律の恒久的な補助制度の創設

所管の省庁課：厚生労働省（雇用均等・児童家庭局総務課, 保育課, 育成環境課, 母子保健課）

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付少子化対策担当

文部科学省（初等中等教育局幼児教育課）

京都市の担当課：保健福祉局 生活福祉部 地域福祉課担当課長 中西茂人 TEL075-251-1175

保健福祉局 子育て支援部 児童家庭課長 森元正純 TEL 075-251-2380

保健福祉局 子育て支援部 保育課長 白澤康徳 TEL 075-251-2390

教育委員会事務局 指導部 学校指導課長 河村広子 TEL 075-222-3806

## 京都市における保育所入所児童数と待機児童

(単位：人)

	平成19年4月	平成20年4月	平成21年4月	平成22年4月	平成23年4月	平成24年4月	平成25年4月
保育所入所児童数	25,461	25,572	25,911	26,613	27,464	28,087	28,378
待機児童数	89	99	180	236	118	122	94

待機児童解消加速化プランに掲げられた支援策を活用し、待機児童の早期解消を目指す！

○保育所の新增設などにより、入所児童数を拡大

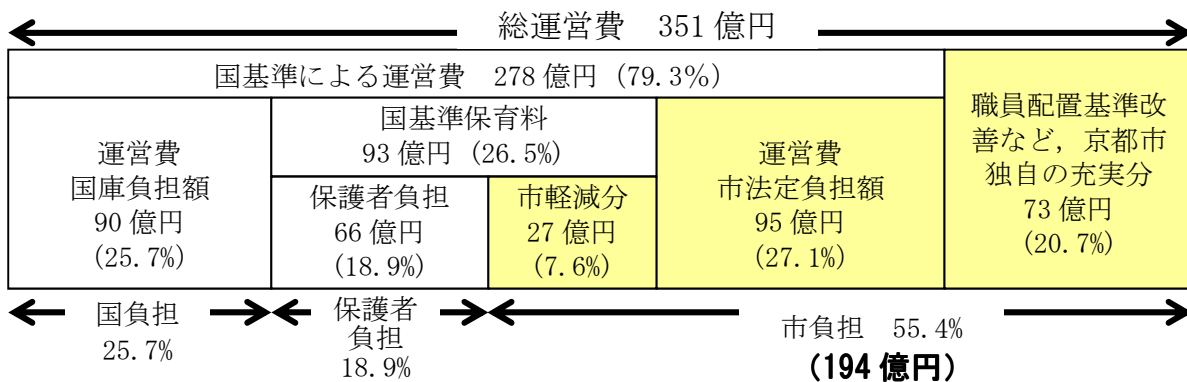
平成19年4月以降の取組…新設7箇所、増改築23箇所、分園整備9箇所

平成25年4月時点で約3,000人増加！

○就学前児童に占める入所児童数の割合は政令市トップクラスの42.5%

## 保育所運営に係る独自の充実策

### 保育所運営費の状況（平成25年度予算）



保育士の配置基準について、条例により国基準を上回る充実した基準を設定。

運営費総額の約21%に当たる約73億円を市の独自予算で措置。

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
国	3 : 1	6 : 1		20 : 1	30 : 1	
市	3 : 1	5 : 1	6 : 1	15 : 1	20 : 1	25 : 1

必要な保育施策を提供するために、国基準の負担額以外にも、市の一般財源を保育所運営費で約100億円、児童館・学童クラブ運営費で約16億円投入している。この独自負担部分に対し、国による十分な財政措置が必要！

### 子ども医療支給制度の状況（平成25年度予算）

全国的に実施されている制度であるが、国制度がないため、各自治体が財政状況を勘案して独自に制度構築しなければならず、結果として居住地域によってサービスに差異が生じている。

対象	対象人数	所要額	負担割合
小学校卒業までの子ども	132,000人	17億円	京都市 1/2 京都府 1/2

京都市が9億円もの経費を負担！

全ての市町村でサービス内容に格差が生じないように、国による制度化が必要！

## 2 3 国民健康保険制度の抜本的な改革

(厚生労働省)

国民健康保険においては、高齢化の進展や就業形態の多様化等により、高齢者や低所得者の加入割合が高まるとともに、医療費の増加に伴い、保険者と被保険者の負担は過重なものとなっております。

とりわけ、京都市の国民健康保険は、被保険者世帯の75%が所得割基礎額100万円以下、約90%が200万円以下となるなど、低所得者の加入割合が高く、例年、京都市独自に一般会計からの多額の繰入れを行っていますが、それでもなお、平成23年度末で37億円の累積赤字を抱えるといった厳しい財政状況にあります。

国におかれては、国保財政の基盤強化策の恒久化や、市町村国保の都道府県単位化の推進などを盛り込んだ国保法の改正がなされるとともに、税制抜本改革時において、約2,200億円程度の公費投入を予定されるなど、国保財政の安定化に一定の効果があると考えられますが、国保制度がもつ構造的問題の抜本的な解決には不十分であると考えております。

つきましては、市町村が運営する国民健康保険と他の医療保険制度との負担の公平化を図るとともに、被保険者が将来にわたって安心して医療を享受できるよう、国を保険者としたすべての国民が加入する医療保険制度への一本化と制度改革実現までの間の財政措置が必要と考えており、以下のとおり求めます。

### 提案・要望事項

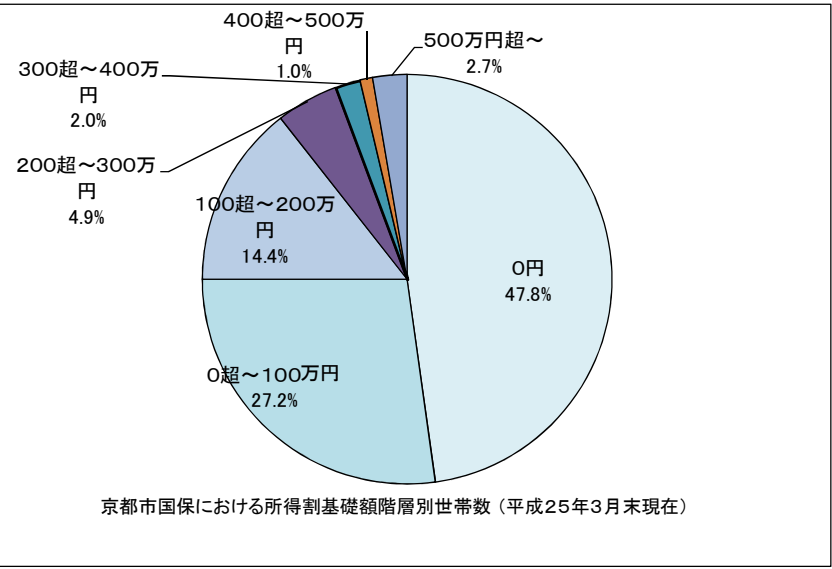
- 1 他の医療保険制度との一本化などの抜本的な制度改革の早期実現
- 2 制度改革実現までの財政措置の拡充
  - (1) 国庫負担率の引上げ
  - (2) 国民健康保険財政基盤強化策の更なる拡充
  - (3) 特定健康診査及び特定保健指導に対する財政措置の拡充

所管の省庁課：厚生労働省（保険局国民健康保険課）

京都市の担当課：保健福祉局 生活福祉部 保険年金課長 西窪一 TEL 075-213-5861

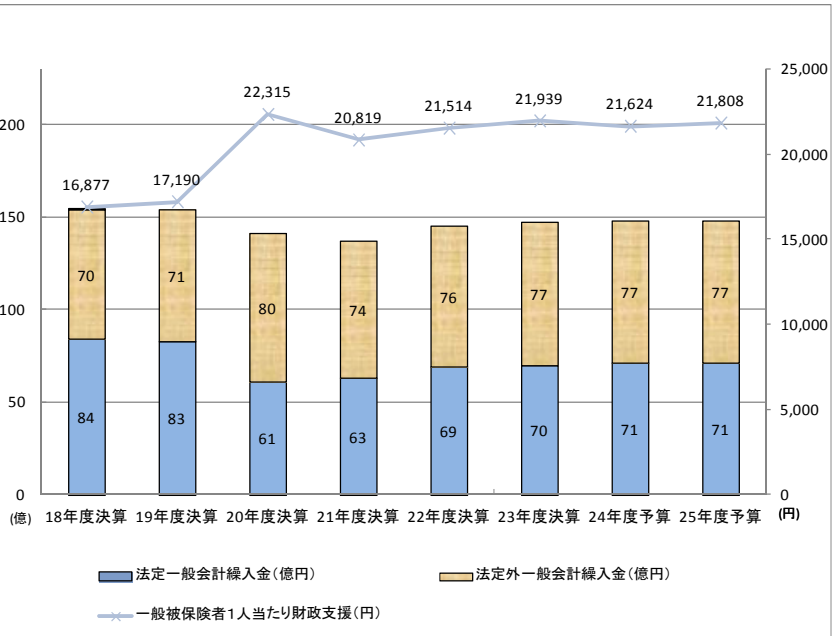
所得割基礎額階層別世帯数の割合（25年3月末現在）

本市国保に占める低所得者の割合は非常に高い。



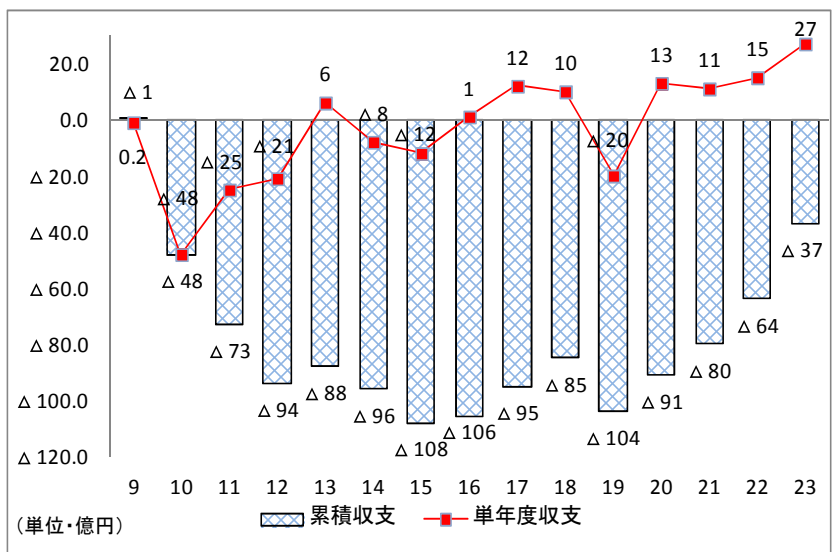
一般会計からの財政支援の推移

一般会計から国保へ巨額の繰入れを実施（25予算148億円）



本市国保の収支の推移

23決算の累積赤字は△37億円  
本市の国保財政は危機的な状況にある



## 2 4 道州制を見据えたうえでの「特別自治市」の創設など大都市の魅力と活力を高める地方分権改革の推進

(内閣府・総務省)

京都市をはじめとする指定都市は、市民に最も身近な基礎自治体であると同時に、大都市圏における中枢都市として全国の基礎自治体をリードしています。

しかしながら、現行の指定都市制度は、「暫定的な制度」として創設されたものであり、部分的な事務権限の移譲、道府県との不明確な役割分担、大都市特有の行財政需要や事務権限に対応していない税財政措置など、指定都市の持てる力を十分に発揮できない制度となっています。こうした制度の課題を抜本的に解消し、指定都市が成長戦略拠点として日本の発展を一層牽引していくため、次のとおり求めます。

### 提案・要望事項

- 1 道州制を見据えたうえでの、個性豊かで活力に満ちたまちづくりを自立的、総合的に推進できる、新たな大都市制度「特別自治市」の創設
- 2 大都市に対する道府県と同等の大幅な事務権限の移譲とそれに見合う自主財源の保障
- 3 大都市の実態に合った税財政措置等
  - (1) 大都市特有の財政需要を考慮した消費・流通課税、法人所得課税などの配分割合の拡充強化
  - (2) 事務配分の特例に対応した大都市特例税制の創設
  - (3) 地方の自由度の拡大につながる国庫補助負担金の廃止及びそれと一体となった税源移譲
  - (4) 大都市の実態を反映させた地方交付税制度の見直し
    - ・ 地方交付税総額の確保
    - ・ 法定率の引上げにより地方財源不足額を解消し、臨時財政対策債を速やかに廃止
    - ・ 建設改良費への出資や地下鉄の運営支援などの大都市特有の財政需要を的確に反映する算定方法の見直し
- 4 社会保障と税の一体改革に伴う消費税率引上げが行われる際は、地方が担う社会保障関係費に係る財政需要を地方財政計画へ適切に反映させること

所管の省庁課：内閣府（地方分権改革推進室） 総務省（自治行政局行政課，自治財政局財政課，調整課，交付税課，自治税務局企画課，市町村税課）

京都市の担当課：行財政局 財政部 財政課 資金調達・財源調整担当課長 平野 徹 TEL 075-222-3288  
行財政局 税務部 税制課 税制企画担当課長 佐藤晋一 TEL 075-213-5200

総合企画局 政策企画室 大都市制度・広域行政担当課長 阿部吉宏 TEL 075-222-3033



## 現行の指定都市制度の課題

### ① 特例的・部分的な事務配分

#### ⇒ 迅速かつ主体的・総合的な行政運営に支障

- ・ 同一事務でも、一部の決定・執行権限が国や道府県に留保
- ・ 大都市として総合的な行政を運営するのに必要な事務が欠如（例）警察，労働行政，河川管理 等

### ② 道府県との不明確な役割分担

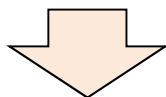
#### ⇒ 非効率な二重行政の発生

- ・ 市域内で、道府県が類似施策等を実施（例）住宅施策，商店街振興施策，消費者施策 等

### ③ 責任・権限に応じた税財政制度の不存在

#### ⇒ 受益と負担のねじれの発生

- ・ 道府県から移譲されている特例事務に見合う税制上の措置が不十分（府に代わって負担している経費約178億円のうち，約124億円が措置されていない\*。）
- ※ 平成24年度予算に基づく概算



## 新たな大都市制度として「特別自治市」の創設が不可欠！

### 「特別自治市」とは…

- ・ 地方の事務とされているもの全てを一元的に処理
- ・ 市域内の道府県税と市税の全てを賦課徴収
- ・ 市域に行政区を設置し，一体的に大都市を運営

### 「特別自治市」創設による効果

#### ① 地域実情に応じた施策展開

⇒ 住民に最も身近な基礎自治体である特別自治市は，道府県が事務を行うよりも，地域実情に応じた迅速かつ主体的な施策が展開

#### ② 効率的な体制整備，行政コスト削減

⇒ 特別自治市が事務を一元的に処理することにより，事務がさらに効率的に執行され，無駄なコストが削減

#### ③ 市民の利便性向上

⇒ 二重行政の完全な解消により，地方の事務に関する窓口は特別自治市に一本化されるなど，市民サービスが向上

#### ④ 受益と負担のねじれの解消

⇒ 大都市の役割に応じた税制度となることにより，大都市特有の行政課題に対する税負担と受益の関係が明確化

#### ⑤ 行政課題への的確な対応

⇒ 効率的な体制と事務・権限に見合った税源が確保されることにより，少子高齢化対策や公共施設整備・更新，あるいは成長分野への投資等，各大都市の行政課題に的確に対応

「特別自治市」の発展が当該都市にとどまらず，周辺地域の発展，ひいては日本全体の発展につながる。

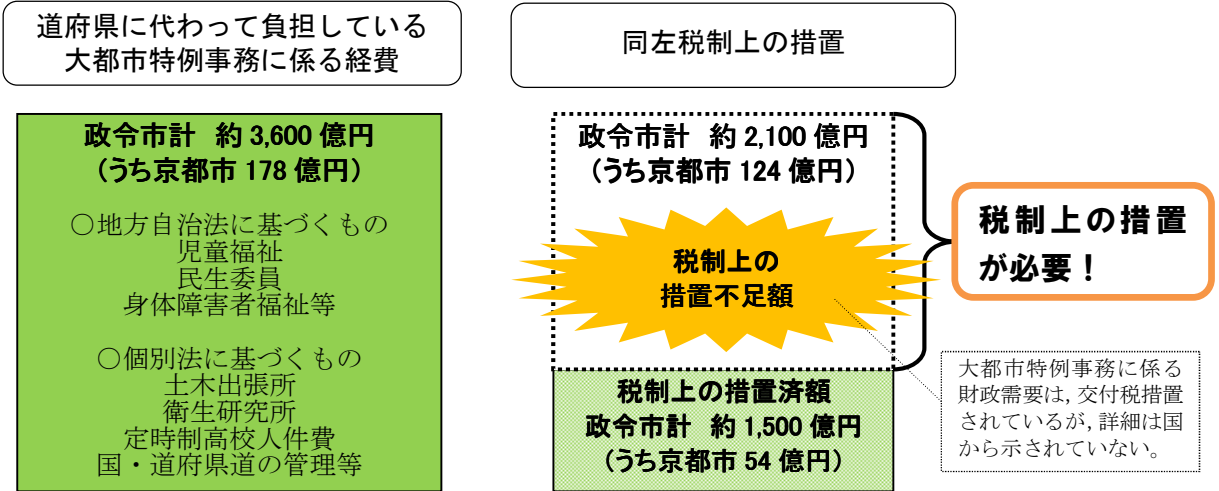
**大都市の特性をいかし，個性豊かで活力に満ちた社会を実現！**

## 大都市の実態に合った税財政措置等の確立

京都市をはじめ政令市は、「事務配分の特例」として、道府県に代わって、国道・府道の管理などの事務を行っているが、税制上の措置が極めて不十分

### 【大都市特例事務に係る税制上の措置不足額】

(平成24年度予算に基づく概算)

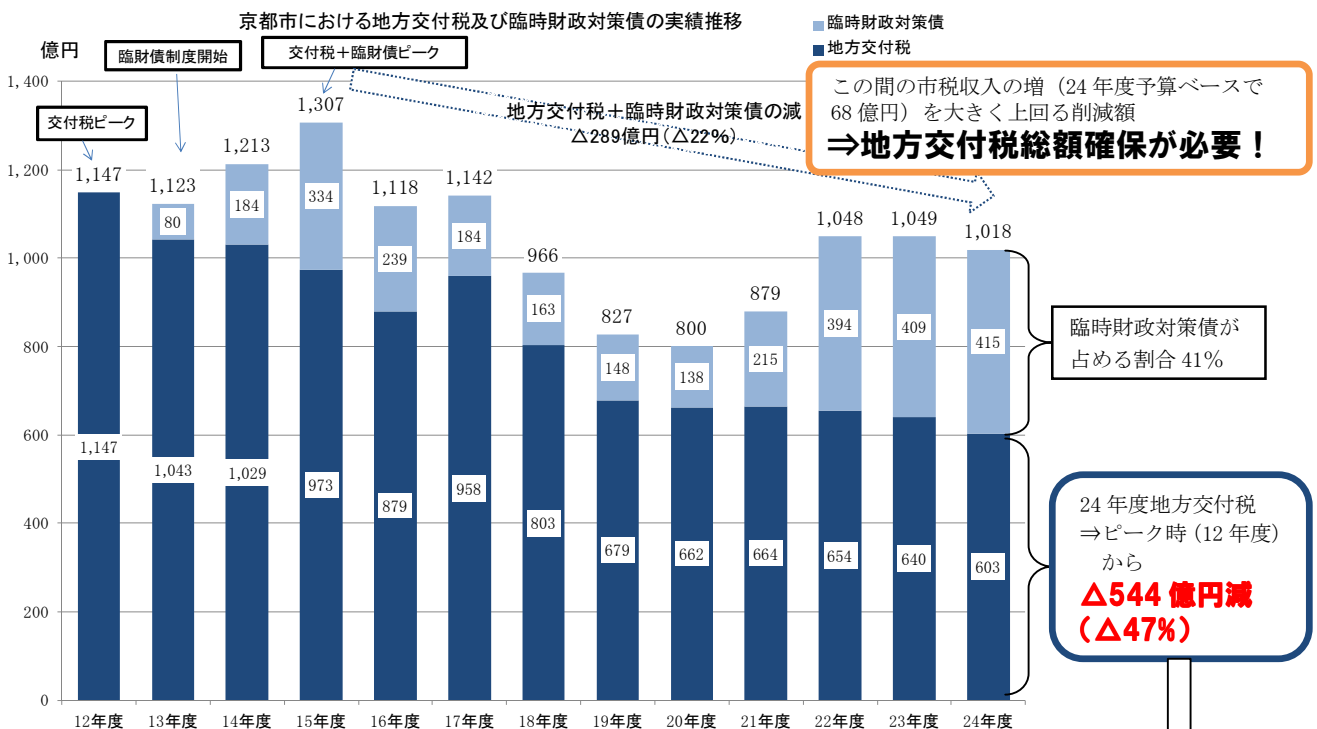


これに加えて、道府県から政令市へ新たに事務移譲・権限移譲が行われる場合は、所要額について税制上の措置が必要!

○ 道府県費負担教職員給与費 政令市計約 7,600 億円※ (うち京都市約 410 億円※)

※平成24年度の地方交付税算入額に基づく推計 (各都道府県による独自加配分は含まない)

## 地方交付税の改革



臨時財政対策債の発行等による負担の先送りではなく、法定率の引き上げによる地方財源不足額の解消が必要!